

第2次飯塚市自殺対策計画 (令和6年度～11年度)

令和 年 月

飯 塚 市

はじめに

現在調整中です。

目次

はじめに	i
第1章 計画策定・見直しの趣旨	1
1 計画策定・見直しの趣旨	1
2 自殺対策計画に係る国・県の動向	3
3 計画の位置づけと関連計画との関係	4
4 計画の期間	4
5 計画の数値目標	5
第2章 飯塚市における自殺の現状と課題	6
1 統計による現状	6
【1】自殺死亡者数、自殺死亡率の推移	6
【2】男女別	8
【3】年代別	9
【4】原因、動機別	12
【5】職業別	15
【6】地域自殺実態プロファイル（飯塚市の主な自殺の特徴）	17
【7】統計による現状	19
2 「飯塚市健康づくりに関するアンケート調査」による現状	20
【1】一般市民アンケート	20
【2】小学生・中学生・高校生アンケート	36
3 統計及び「飯塚市健康づくりに関するアンケート調査」に基づく課題	43
第3章 飯塚市自殺対策計画（第1次計画）の評価	44
1 これまでの取組と評価	44
【1】基本施策	44
【2】重点施策	53
第4章 計画の基本的な考え方	58
1 基本理念	58
2 基本指針	58
3 基本施策	60
4 重点施策	61
5 施策の体系	62

第5章 いのち支える自殺対策における取組	63
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	63
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	64
基本施策3 市民への啓発と周知	65
基本施策4 生きることの促進要因への支援	66
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	69
重点施策1 勤務者・経営者対策	71
重点施策2 高齢者対策	72
重点施策3 生活困窮者対策	74
重点施策4 無職者・失業者対策	75
基本施策・重点施策の指標	77
生きる支援関連施策一覧	79
第6章 自殺対策計画の推進体制	95
資料編	96
1 相談窓口、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱等	97

第1章 計画策定・見直しの趣旨

1 計画策定・見直しの趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年にバブル崩壊等を要因に急増し、以降年間3万人を超え高い水準で推移してきましたが、平成21年以降減少し、令和元年は2万169人と統計開始以来最少となりました。しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により11年ぶりに自殺者数が増加に転じ、その後2万人程度で推移しています。

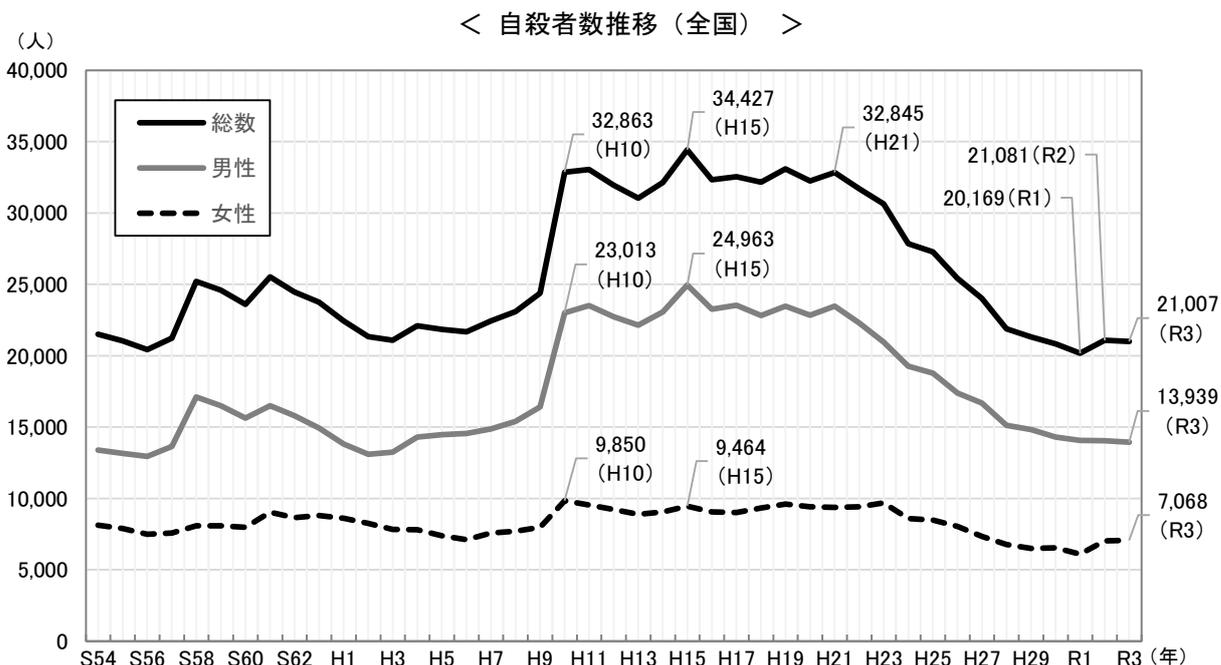
国においては、平成29年7月に自殺の実態を踏まえ「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。令和4年10月には、令和2年以降の女性の自殺者数の増加や小中高生の自殺者数が過去最多の水準となったことを踏まえた、新たな「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」が策定されました。

また、自殺対策基本法施行から10年の節目にあたる平成28年に「改正自殺対策基本法」が施行され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとなりました。

本市においても自殺対策を総合的に推進するため令和元年度に「飯塚市自殺対策計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して自殺対策に取り組んできました。

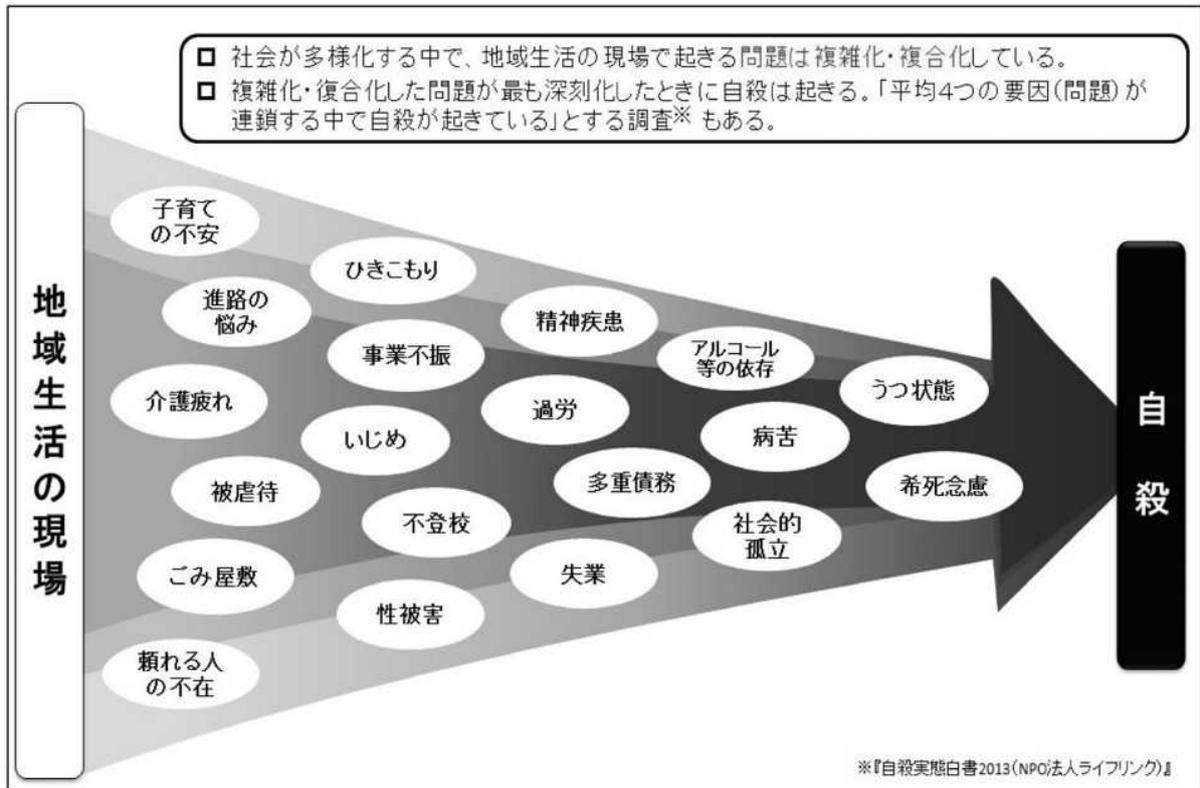
しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により社会的に孤立する人の増加や、女性と若者の自殺者数が増加しています。

このようなことから、本市では、これまでの計画推進の状況を踏まえ、自殺対策のさらなる充実を図るべく、「第2次飯塚市自殺対策計画（以下「第2次計画）」を策定しました。



資料：「厚生労働省白書」（警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成）

< 自殺の危機要因イメージ図 >



資料：厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用

2 自殺対策計画に係る国・県の動向

(1) 自殺対策計画に係る国の動向

平成 18 年に施行、平成 28 年に改正された自殺対策基本法は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止と自殺者の親族等の支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、平成 19 年に自殺対策を総合的に推進するための指針として「自殺総合対策大綱」が策定され、平成 24 年には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、全面的な見直しが行われました。令和 4 年 10 月に新たな「大綱」が策定され、ポイントとして次の 4 点をあげています。

<ポイント>

- ① 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ② 女性に対する支援の強化
- ③ 地域自殺対策の取組強化
- ④ 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

(2) 自殺対策計画に係る福岡県の動向

福岡県では、行政や関係機関、民間団体が連携・協力し、総合的な自殺対策に取り組むため、平成 19 年 1 月に福岡県自殺対策連絡協議会が設置されました。

また、同協議会が取りまとめた報告書や国が策定した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成 29 年度に「福岡県自殺対策計画」を策定しました。令和 4 年度には、自殺対策の更なる充実を図るため「福岡県自殺対策計画（第 2 期）」を策定し、自殺対策の基本的な方針として次の 3 点をあげています。

<基本的な方針>

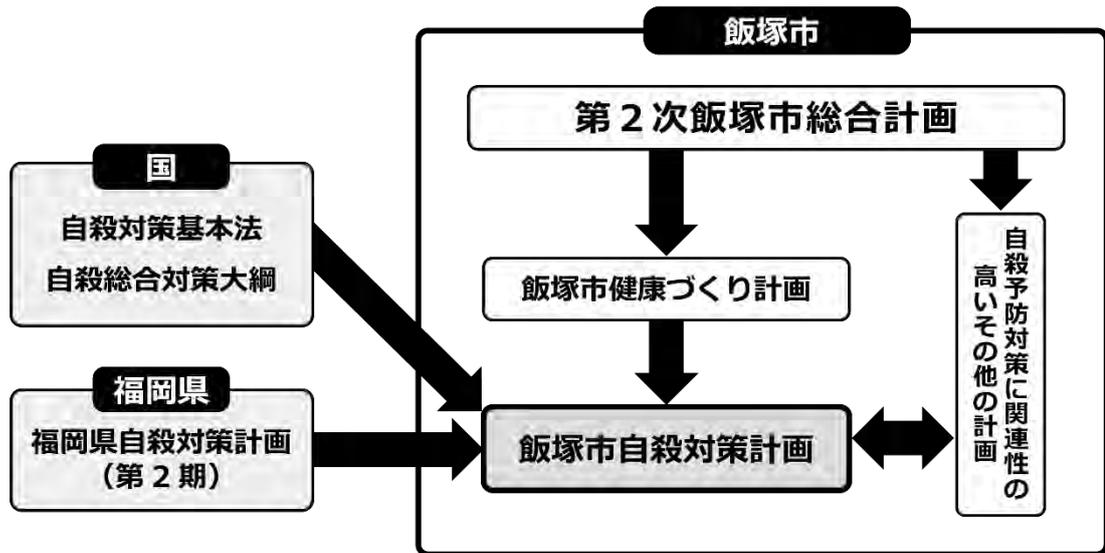
- ① 生きることの包括的な支援として推進
- ② 総合的な対策として推進
- ③ 実践と啓発を両輪として推進

3 計画の位置づけと関連計画との関係

飯塚市自殺対策計画は、本市の自殺対策を推進していくための総合的な計画で、自殺対策基本法第13条の2に示される市町村計画であり、「自殺総合対策大綱」、「福岡県自殺対策計画（第2期）」に対応するものです。

また、本計画は、市の最上位計画である「第2次飯塚市総合計画」を基本とし、「飯塚市健康づくり計画」と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。

<計画の位置づけ>



4 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、自殺対策基本法または自殺対策大綱が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。

<計画の期間>

年度		2017 平成 29	2018 平成 30	2019 令和 元	2020 令和 2	2021 令和 3	2022 令和 4	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	
国	自殺総合対策大綱	(見直し)						(見直し)						
県	福岡県自殺対策計画	第1期				第2期								
飯塚市	飯塚市総合計画	第2次												
	飯塚市健康づくり計画					第1次				第2次				
	飯塚市自殺対策計画					第1次				第2次				

5 計画の数値目標

国は、大綱において、「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させること」としています。

飯塚市においても、国の数値目標に準じて令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標とします。なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、本計画の見直し期間にかかわらず、その他あり方も含めて数値目標を見直すものとしします。

【 飯塚市の自殺死亡率の目標 】



※自殺死亡者数は、警察庁自殺統計原票に基づき作成された「地域における自殺の基礎資料」を使用

第2章 飯塚市における自殺の現状と課題

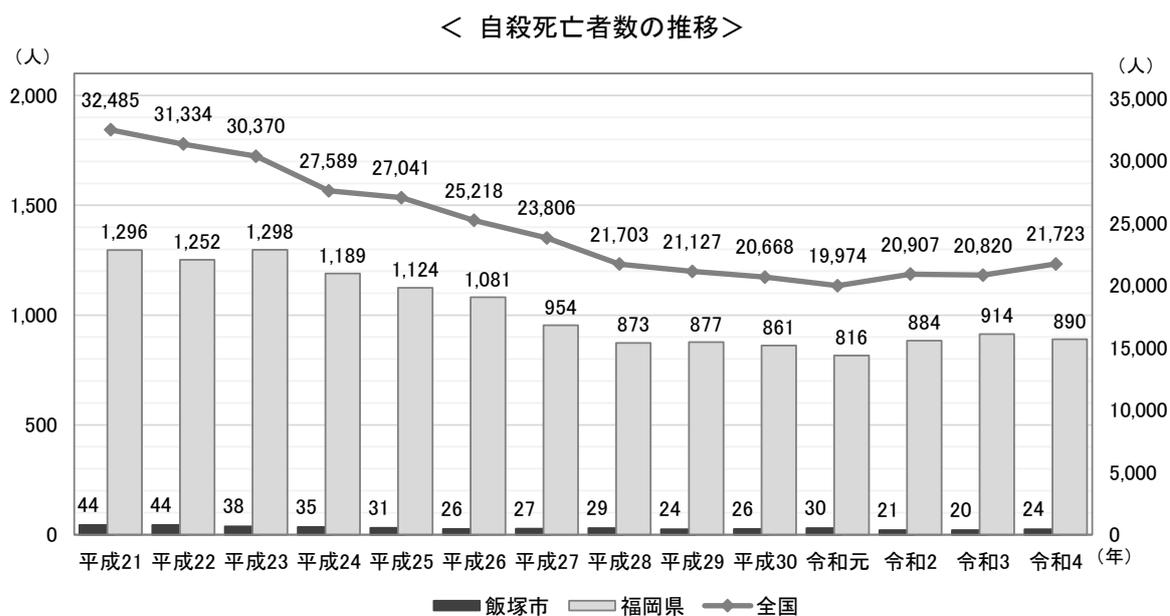
1 統計による現状

【1】自殺死亡者数、自殺死亡率の推移

(1) 自殺死亡者数の推移

本市の自殺死亡者数について、市町村単位で統計がとられ始めた平成21年からの推移をみると、平成21年及び平成22年の44人をピークに平成26年以降はおおむね30人未満で推移していましたが、令和2年以降はさらに減少し、20人程度で推移していましたが、令和4年は24人に増加しています。

また、福岡県や国においては、平成21年以降はおおむね減少傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和2年で増加に転じています。

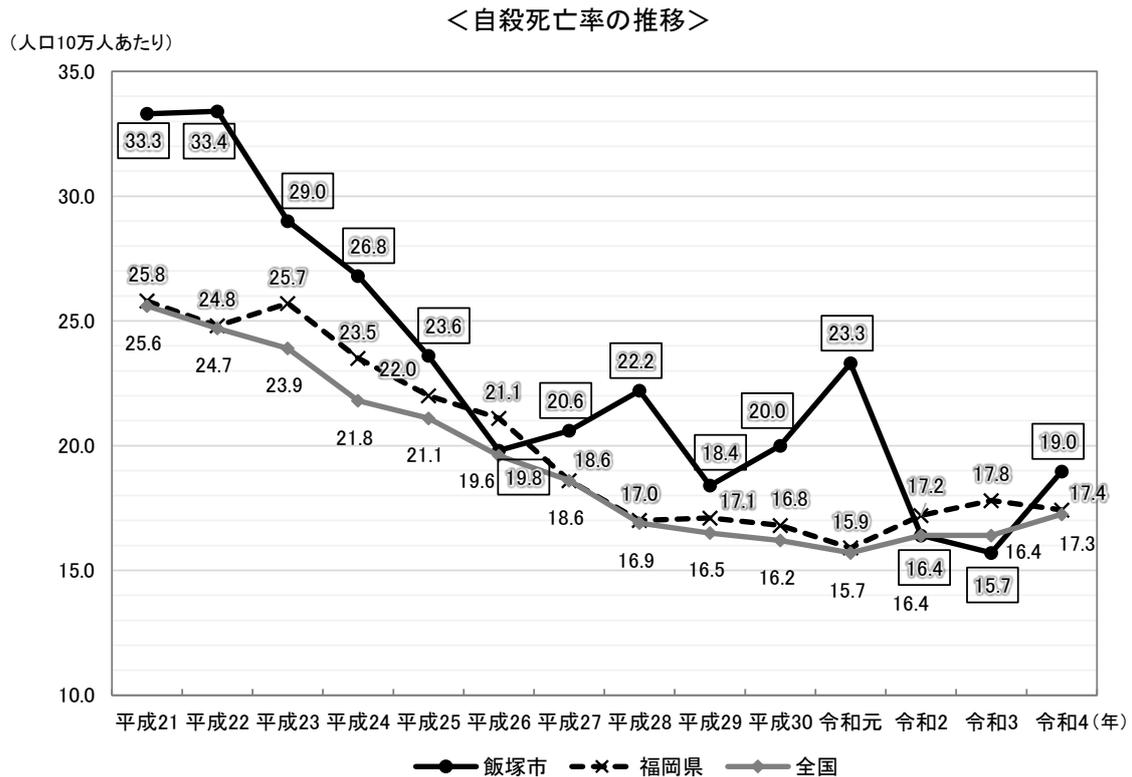


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料¹（居住地）」

¹ 地域における自殺の基礎資料：総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。警察の捜査により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

(2) 自殺死亡率の推移

人口10万人あたりの自殺者数（以下「自殺死亡率」）は、全国的に減少傾向にあります。本市においては、全国や県よりもおおむね高い水準で推移していましたが、令和3年には国の水準を下回る15.7となりました。しかし、令和4年で再び国や県の水準を上回る19.0に上昇しています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

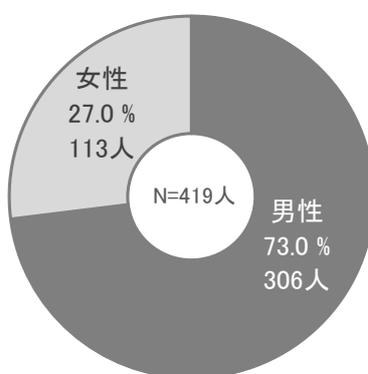
【2】男女別

（1）男女別自殺死亡者数と自殺死亡率

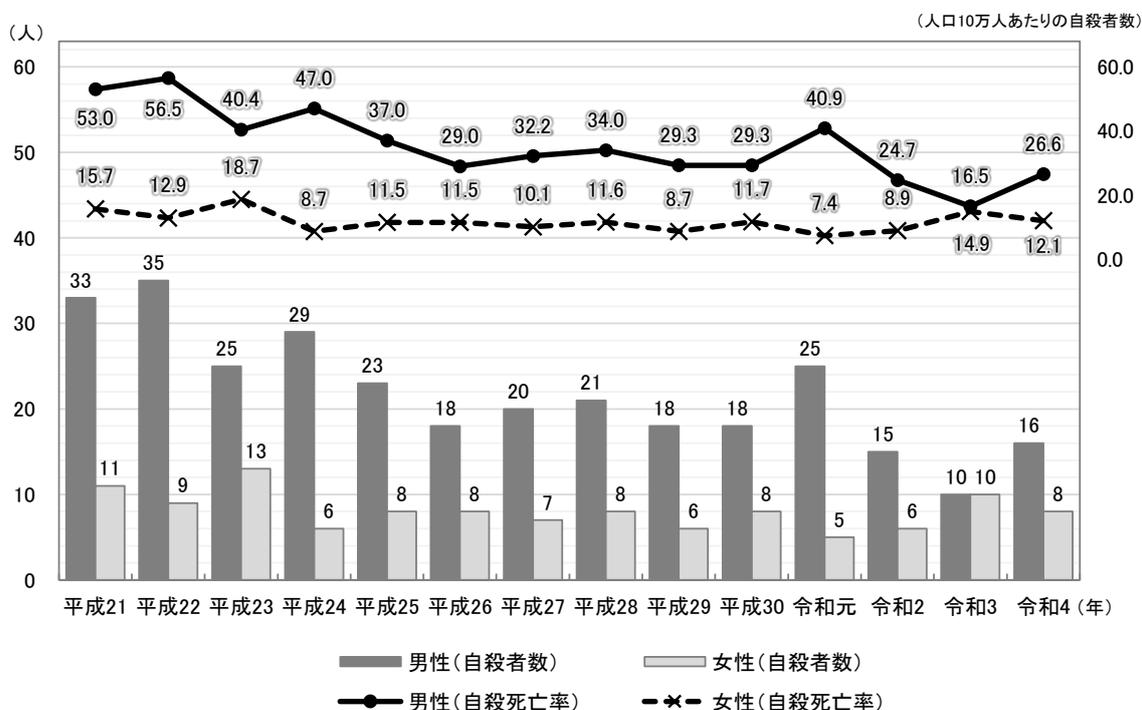
平成 21 年から令和 4 年までの自殺者の総数は 419 人となっており、そのうち男性が 306 人、女性が 113 人で、男性が全体の 7 割以上を占めています。

また、令和 3 年では男女の自殺死亡者数は同じでしたが、それ以外の年では男性が女性を大きく上回っています。

＜男女別自殺死亡者数の割合＞
（平成 21 年～令和 4 年累計）



＜男女別自殺死亡者数と自殺死亡率の推移＞



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

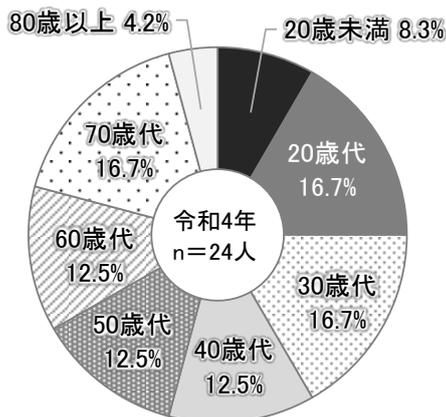
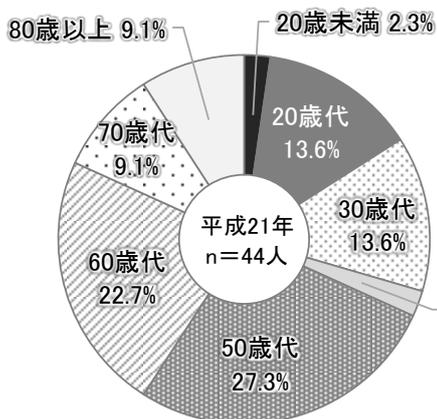
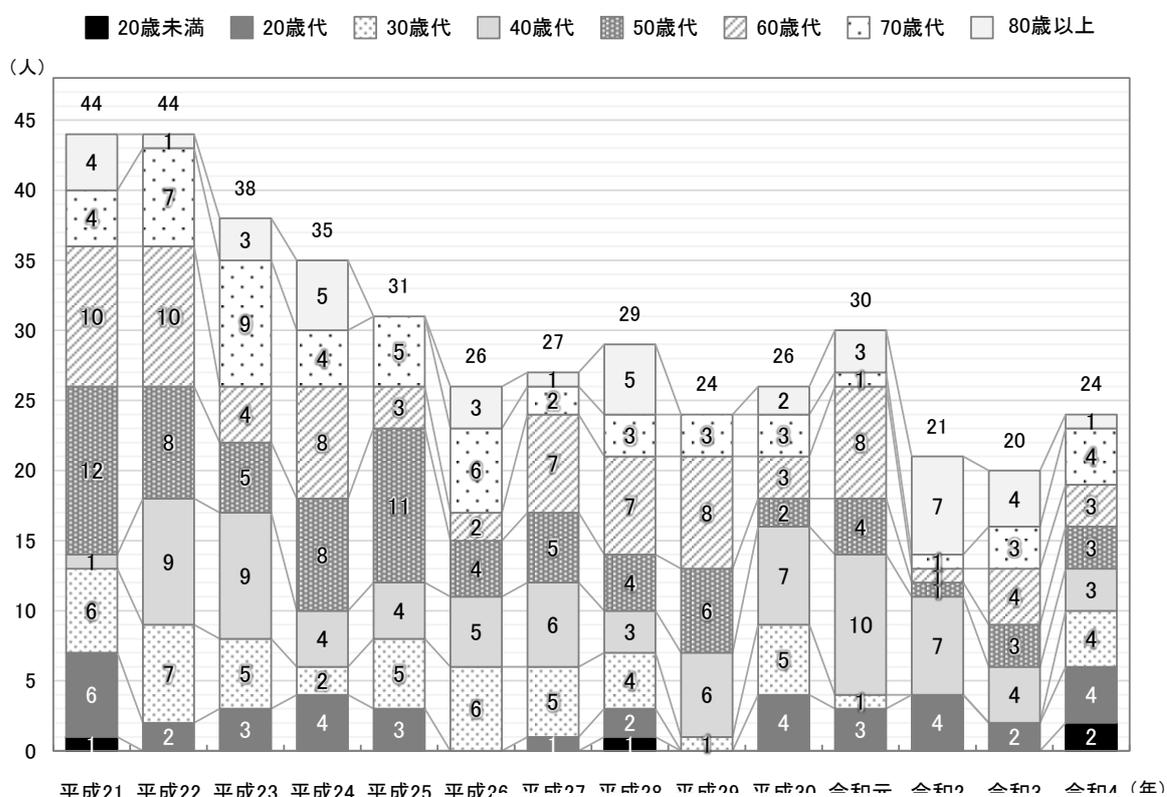
【3】年代別

(1) 年代別自殺死亡者数の推移

自殺死亡者数を年代別でみると、いずれの年代も増減を繰り返していますが、平成21年と令和4年を比べると、20歳未満と40歳代が増加しています。

年代別の割合でみると、平成21年では50歳代と60歳代を合わせた値が全体の50.0%を占めていましたが、令和4年では25.0%まで減少しています。一方で、40歳代以下の値は平成21年の31.8%から、令和4年では54.2%に増加しています。

<年代別自殺死亡者数の推移>

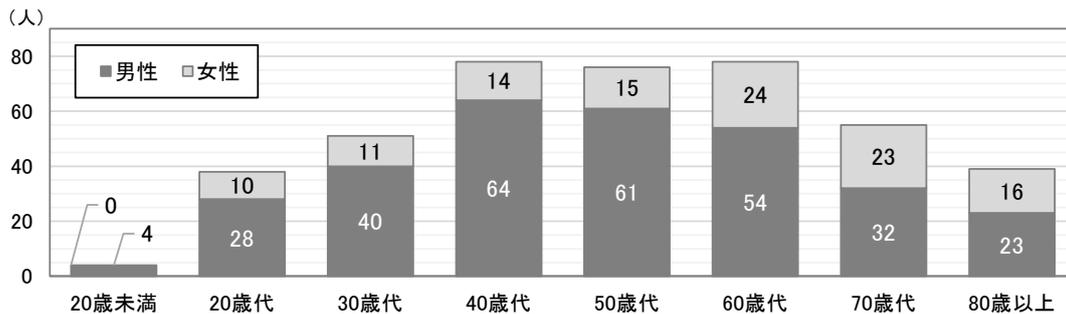


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

(2) 男女別年代別自殺死亡者数

自殺死亡者数を男女別年代別（累計）で見ると、どの年代も女性より男性の方が多く、最も多いのは「40歳代男性」であり、次いで「50歳代男性」となっています。

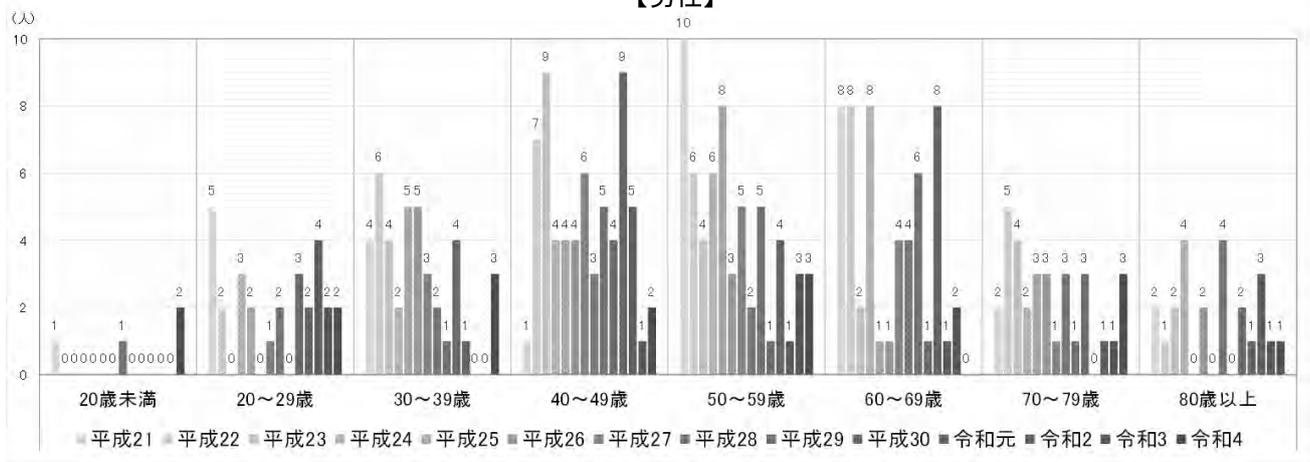
＜男女別年代別自殺死亡者数＞
（平成21年～令和4年累計）



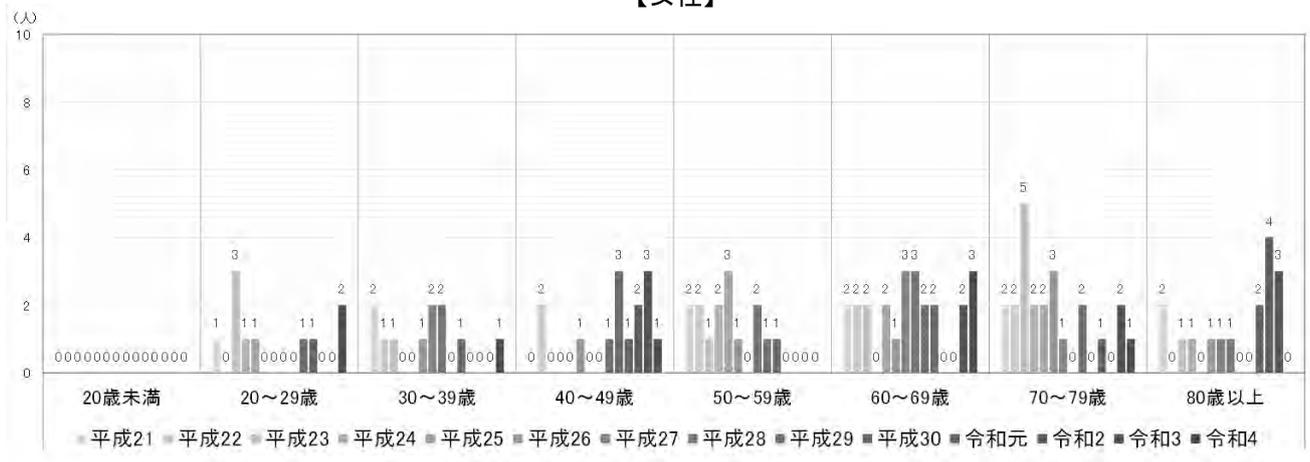
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

＜男女別年代別自殺死亡者数＞

【男性】



【女性】



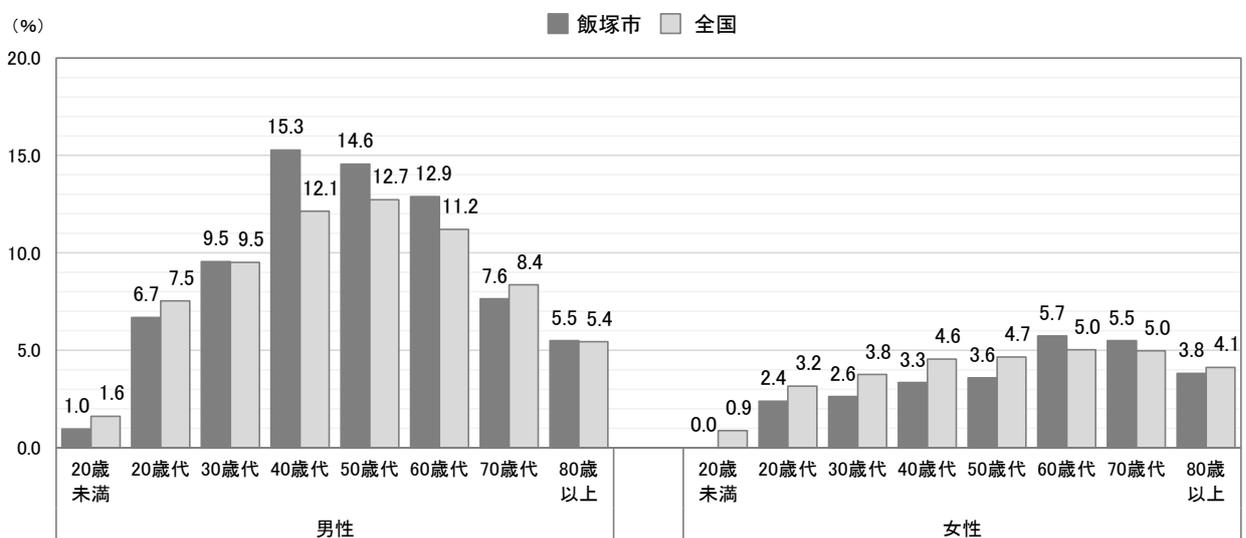
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

(3) 男女別年代別自殺死亡者の割合

自殺死亡者の割合を男女別年代別（累計）で見ると、男性では「40 歳代」（15.3%）次いで「50 歳代」（14.6%）が、女性では「60 歳代」（5.7%）次いで「70 歳代」（5.5%）が高い割合になっています。

また、男性は「40 歳代」「50 歳代」「60 歳代」「80 歳以上」、女性は「60 歳代」「70 歳代」において、国よりも高い値となっています。

＜男女別年代別自殺死亡者の割合＞
（平成 21 年～令和 4 年累計）



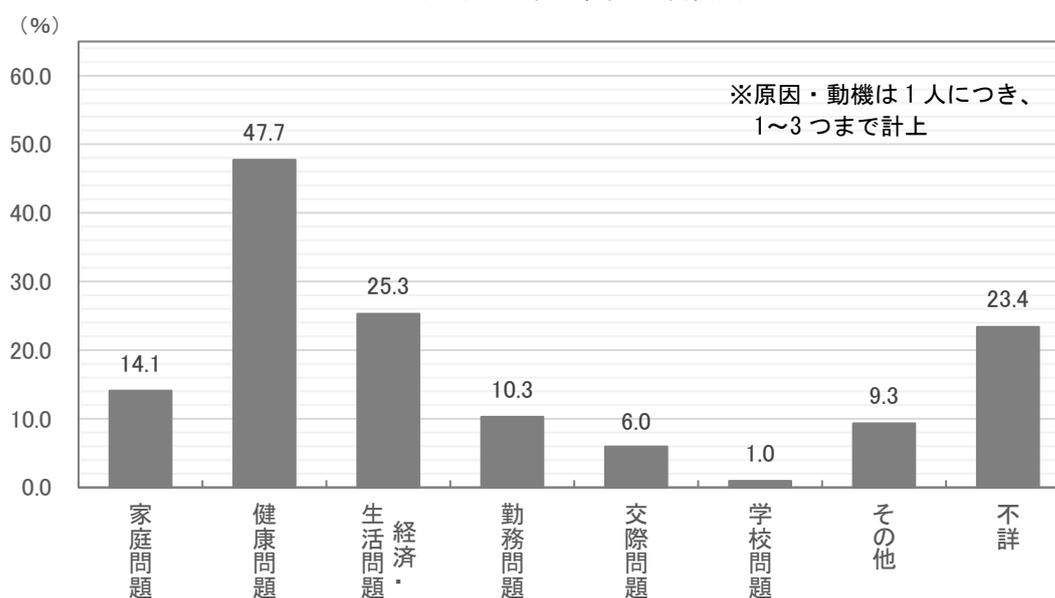
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

【4】原因、動機別

（1）自殺死亡者の自殺原因・動機

自殺死亡者の自殺原因・動機は「健康問題」（47.7%）が最も多く、次いで「経済・生活問題」（25.3%）、「不詳」（23.4%）、「家庭問題」（14.1%）と続いています。しかしながら、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに注意する必要があります。^{（注1）}

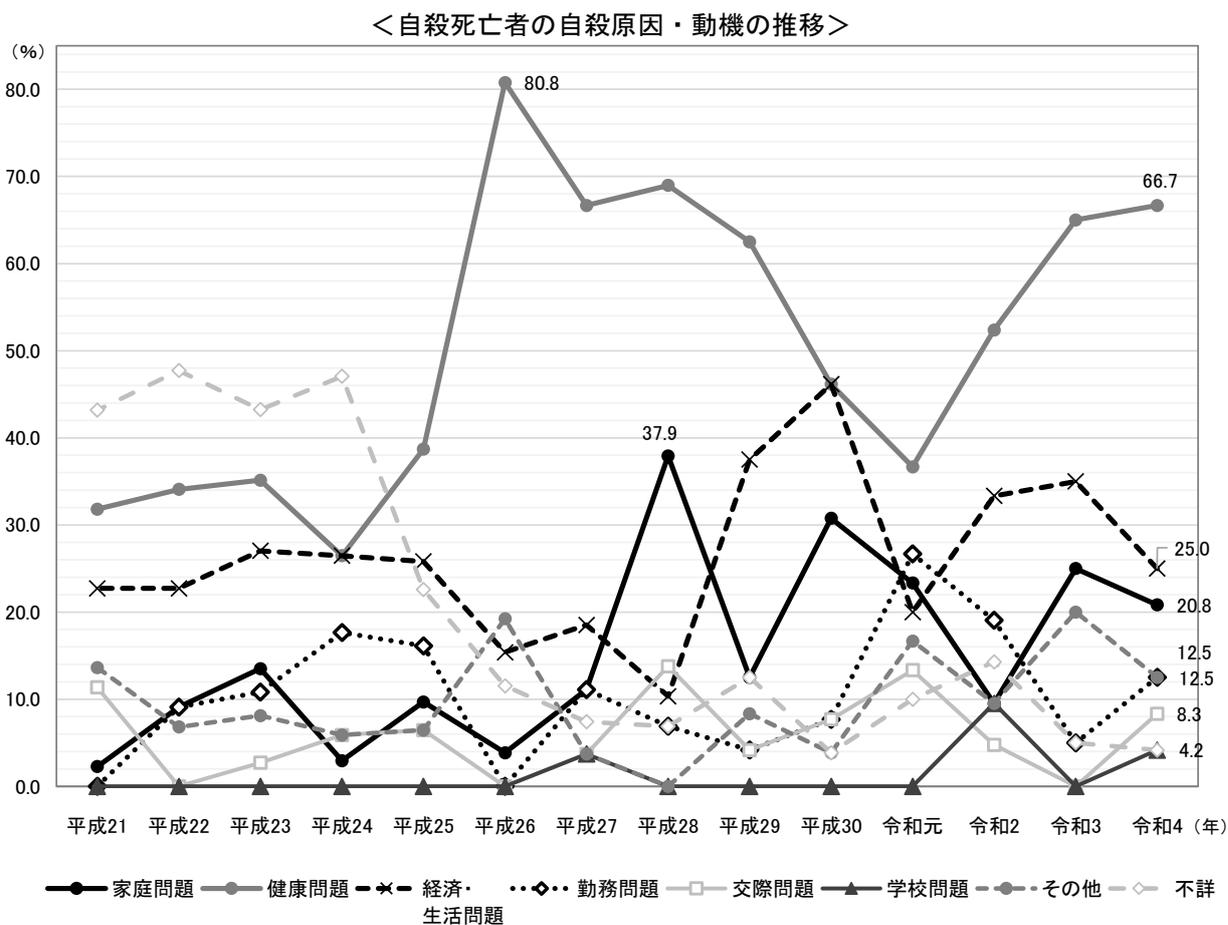
＜自殺死亡者の自殺原因・動機の割合＞
（平成21年～令和4年累計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

(2) 自殺死亡者の自殺原因・動機の推移

自殺死亡者の自殺原因・動機の推移をみると、平成 21 年から平成 24 年までは「不詳」が最も多かったですが、平成 25 年からは「健康問題」に起因した自殺が多くを占めています。また、近年では「経済・生活問題」や「家庭問題」の割合が高くなっています。



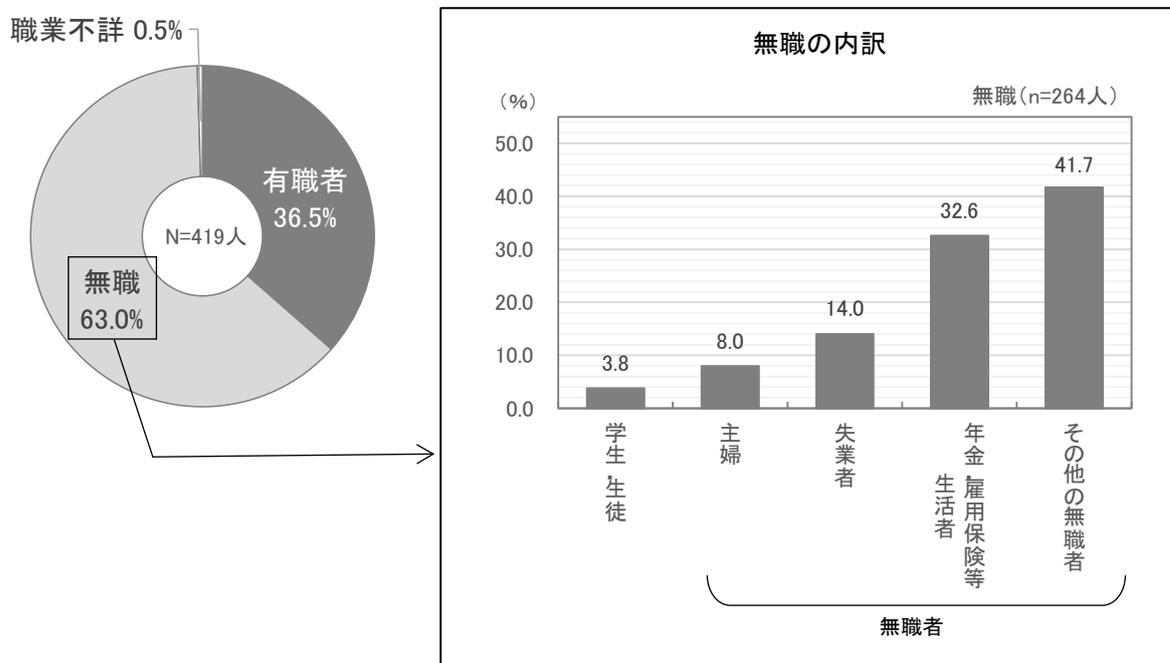
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

【5】職業別

(1) 自殺死亡者の職業別割合

自殺死亡者の職業別割合は、「有職者」が 36.5%、「無職」が 63.0%となっており、「無職」の内訳は、多い順に「その他の無職者」、「年金・雇用保険等生活者」、「失業者」、「主婦」、「学生・生徒」となっています。

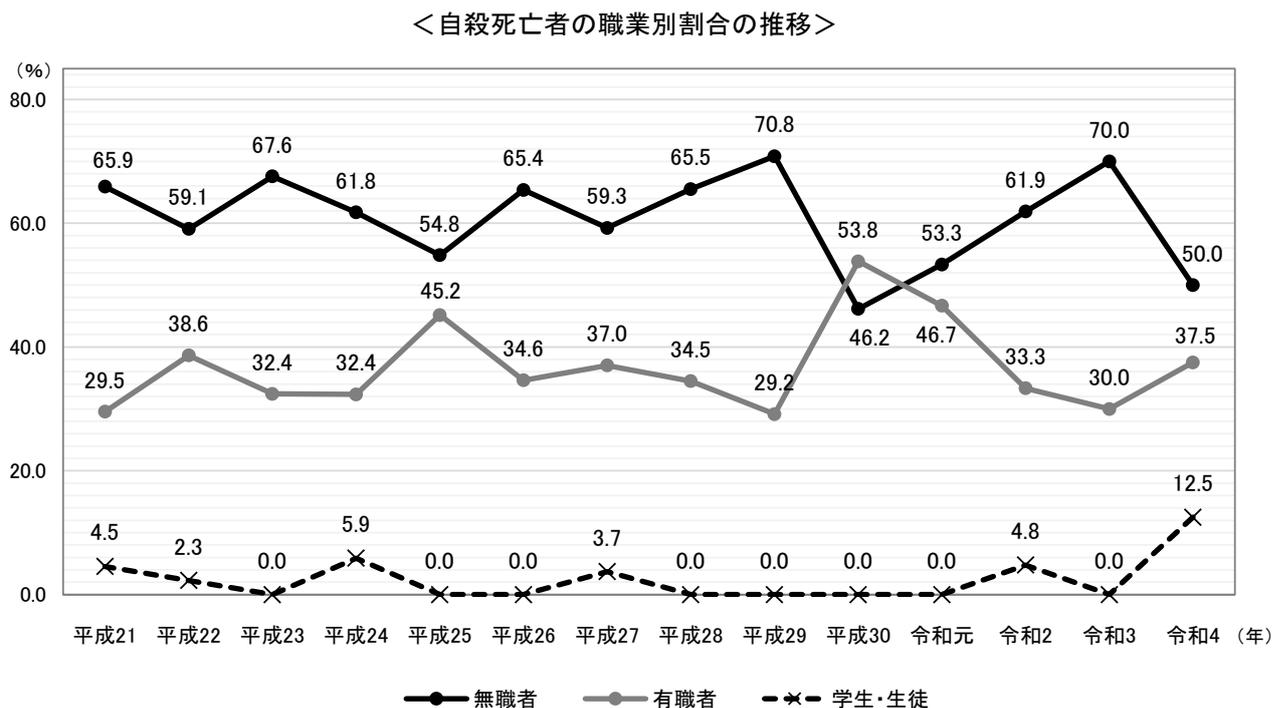
＜自殺死亡者の職業別割合＞
(平成 21 年～令和 4 年累計)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

(2) 自殺死亡者の職業別割合の推移

自殺死亡者の職業別割合の推移をみると、「無職者」が高い割合で推移しています。平成 30 年には、一時的に「有職者」(53.8%) が「無職者」(46.2%) より高い割合となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（居住地）」

【6】地域自殺実態プロフィール（飯塚市の主な自殺の特徴）

自殺対策推進センター^{（注2）}による地域自殺実態プロフィール^{（注3）}では、本市の自殺の特徴について、性・年代別等の特性と、背景にある主な自殺の危機経路事例を以下の表のように明らかにしています。

自殺対策推進センターはこの分析に基づき、「勤務者・経営者」、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職・失業者」に対して重点的な対策を講じるよう推奨しています。

（注2）すべての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づき、それぞれの地域の特性に応じた自殺対策を行うのを支援するために、国によって設置された機関。

（注3）自殺総合対策推進センターにおいて作成。すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。

■飯塚市の主な自殺の特徴（平成29年～令和3年合計）

自殺者の特性上位5区分 ^{※1}	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 ^{※2} (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 ^{※3}
1位:男性 40～59歳有職同居	16	13.2%	29.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上無職同居	12	9.9%	27.9	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位:男性 40～59歳無職同居	11	9.1%	204.3	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上無職独居	11	9.1%	90.4	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:女性 60歳以上無職同居	10	8.3%	13.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

区分	自殺者数 (5年計)	備考
20歳～59歳無職者	33	男性及び女性の20歳から59歳までの独居・同居総数

資料：自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

■（参考）福岡県の主な自殺の特徴（平成 29 年～令和 3 年合計）

自殺者の特性上位 5 区分※1	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率※2 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1 位:男性 60 歳以上無職同居	468	10.8%	29.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み （疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位:男性 40～59 歳有職同居	436	10.0%	18.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩 み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:男性 60 歳以上無職独居	349	8.0%	97.6	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
4 位:女性 60 歳以上無職同居	340	7.8%	12.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位:男性 20～39 歳有職同居	242	5.6%	16.0	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラッ ク企業）→パワハラ＋過労→うつ状態 →自殺

資料：自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

■（参考）全国の主な自殺の特徴（平成 29 年～令和 3 年合計）

自殺者の特性上位 5 区分※1	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率※2 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1 位:男性 60 歳以上無職同居	12134	11.7%	28.4	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み （疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位:男性 40～59 歳有職同居	10449	10.1%	16.1	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:女性 60 歳以上無職同居	9124	8.8%	12.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位:男性 60 歳以上無職独居	7584	7.3%	83.2	失業（退職）＋死別・離別→うつ状 態→将来生活への悲観→自殺
5 位:男性 20～39 歳有職同居	6247	6.0%	15.9	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラッ ク企業）→パワハラ＋過労→うつ状態 →自殺

資料：自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

※1 順位は自殺者数の大きさに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※2 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を
基に自殺対策推進センターにて推計したもの。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したも
の。

■福岡県の死因順位別にみた年齢階級別死亡数・構成割合

＜死因順位別にみた年齢階級別死亡数・構成割合（福岡県）＞
（平成29年～令和3年）

年齢階級	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
10～19歳	自殺	134	39.9%	不慮の事故	69	20.5%	悪性新生物	44	13.1%
20～29歳	自殺	436	50.3%	不慮の事故	119	13.7%	悪性新生物	88	10.2%
30～39歳	自殺	519	33.7%	悪性新生物	351	22.8%	不慮の事故	129	8.4%
40～49歳	悪性新生物	1,418	33.4%	自殺	743	17.5%	脳血管疾患	340	8.0%
50～59歳	悪性新生物	3,980	42.9%	心疾患	740	8.0%	自殺	719	7.8%
60～69歳	悪性新生物	12,587	48.9%	心疾患	1,832	7.1%	その他の症状	1,567	6.1%
70～79歳	悪性新生物	22,943	42.8%	心疾患	4,352	8.1%	脳血管疾患	3,344	6.2%
80～89歳	悪性新生物	26,121	27.5%	心疾患	11,523	12.1%	肺炎	7,467	7.9%
90～99歳	心疾患	11,948	16.6%	悪性新生物	10,517	14.6%	老衰	9,925	13.8%
100歳～	老衰	2,144	33.3%	心疾患	1,071	16.6%	肺炎	577	8.9%

資料：自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

【7】統計による現状

- ・本市の自殺死亡率は、増減を繰り返して推移しており、令和4年では国や県を上回っています。
- ・男女別自殺死亡率は、平成21年以降、常に男性が女性を上回っています。
- ・年代別自殺死亡率は、令和4年では、20歳代・30歳代・70歳代が最も高くなっています。
- ・自殺の原因・動機として、最近3年（令和2～4年）では、「健康問題」や「経済・生活問題」が高くなっています。
- ・職業別自殺死亡率（平成21年～令和4年累計）は、「無職者」が、全体の約6割を占めています。

2 「飯塚市健康づくりに関するアンケート調査」による現状

市民のこころの健康や自殺に関する意識を把握し、今回の「第2次飯塚市自殺対策計画」策定に活用するため、こころの健康に関するアンケート調査を行いました。

【1】一般市民アンケート

【調査概要】

調査目的：「第2次飯塚市自殺対策計画」の策定にあたり、市民のこころの健康や自殺に関する意識を把握するため。

調査対象：市内 20 歳以上の 3,000 人

調査期間：令和5年7月21日～8月10日

調査方法：郵送により実施

回収率：28.1%（配布数 3,000 件、回収数 844 件）

【調査結果】

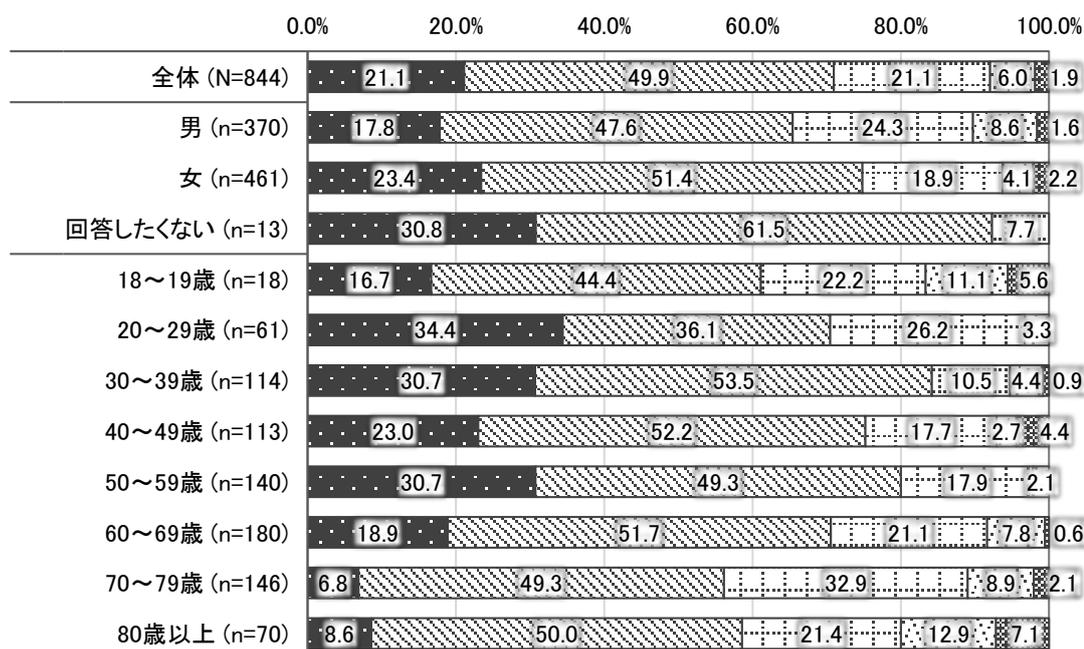
(1) ストレスについて

問 1. あなたは、この1カ月に精神的疲れやストレスを感じることがありますか。

【ひとつに〇】

全体では、「多少ある」が 49.9%と最も高く、次いで「大いにある」「あまりない」(21.1%)、「まったくない」(6.0%)となっています。

性別では、「大いにある」割合は「女性」の方が高く、年齢別では、「大いにある」割合は「20～29歳」が最も高くなっています。



■ 大いにある ■ 多少ある ■ あまりない ■ まったくない ■ 無回答

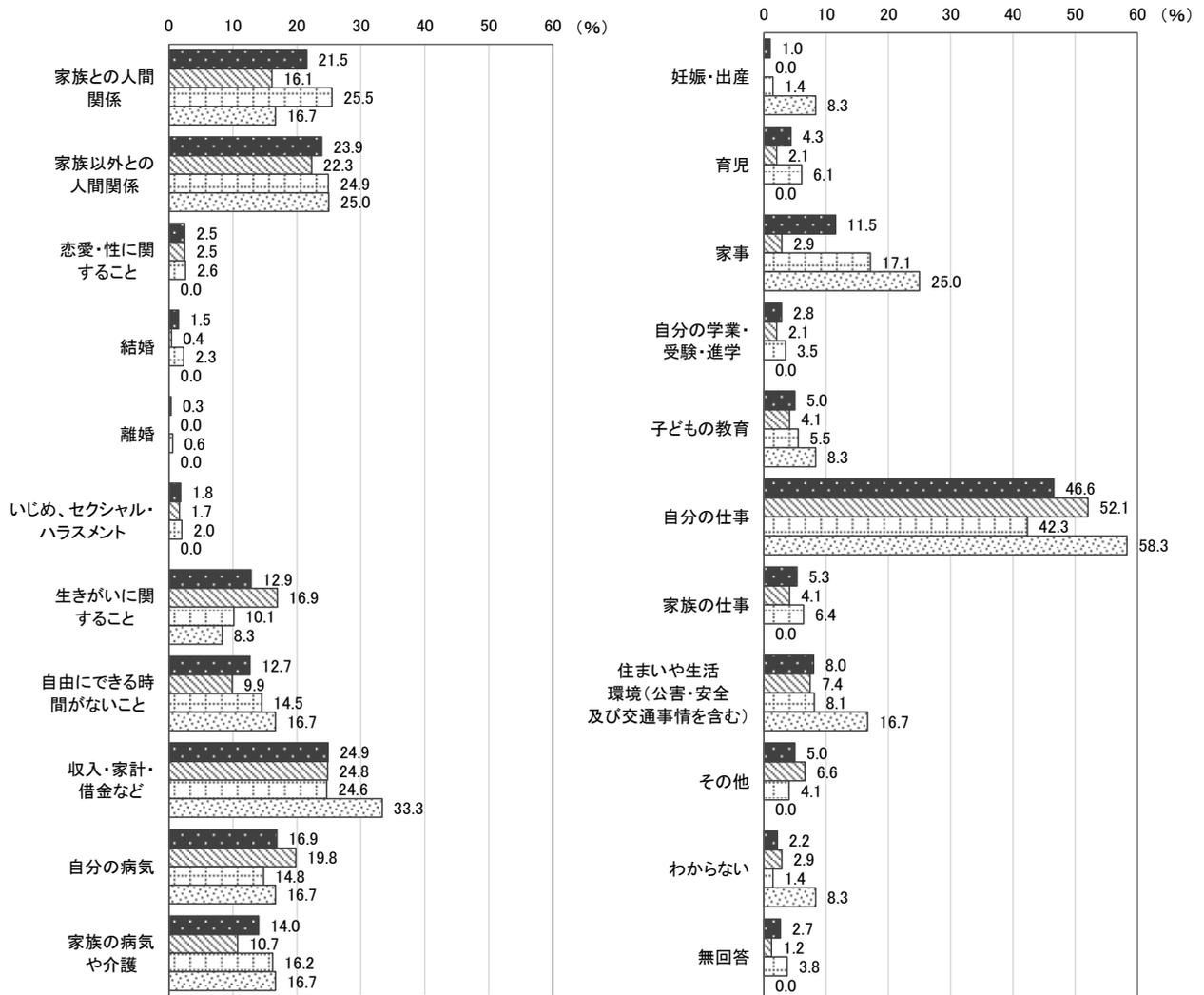
※問1にて「大いにある」「多少ある」と回答した方のみ

問 1-1. あなたはどのようなことにストレスを感じていますか。

【あてはまるものすべてに○】

全体では、「自分の仕事」が 46.6%と最も高く、次いで、「収入・家計・借金など」(24.9%)、「家族以外との人間関係」(23.9%)、となっています。

性別では、「女性」は「家事」「育児」等の割合が「男性」よりもはるかに高くなっています。



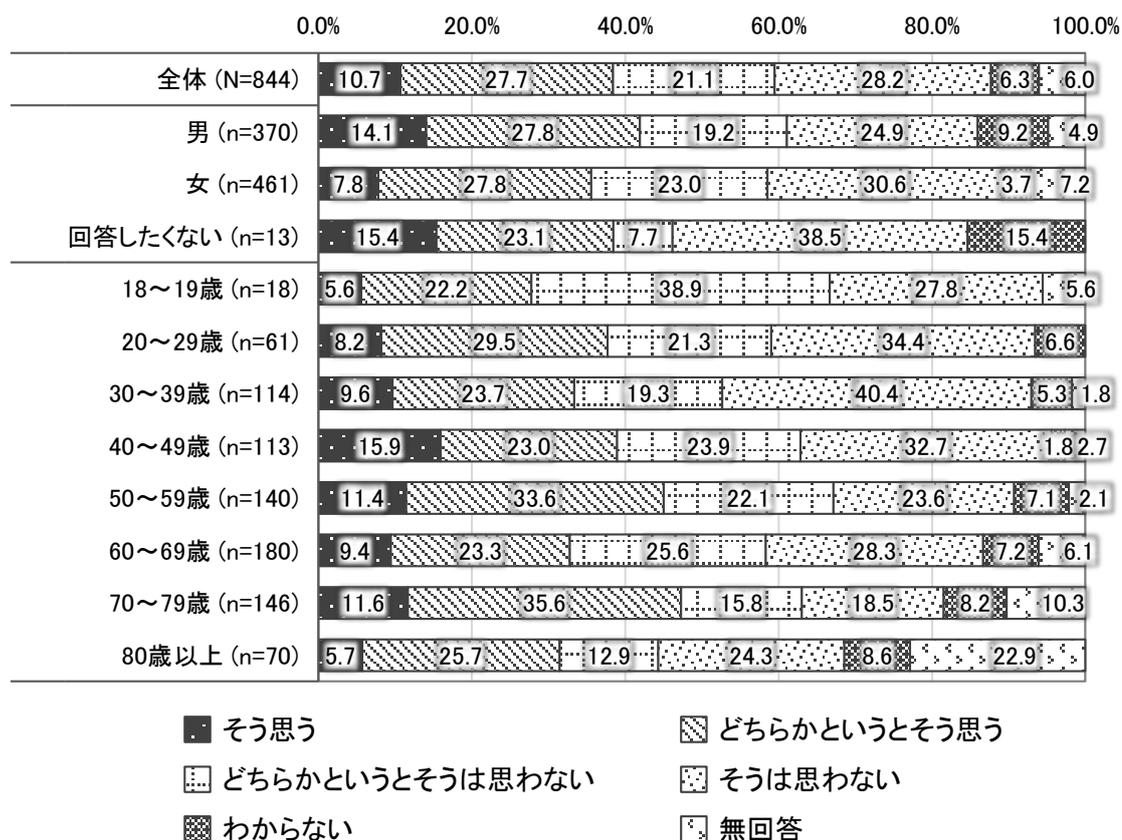
■ 全体 (N=599) □ 男 (n=242) □ 女 (n=345) □ 回答したくない (n=12)

(2) 悩みや相談について

問2. 誰かに悩みを相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じますか。

【ひとつに〇】

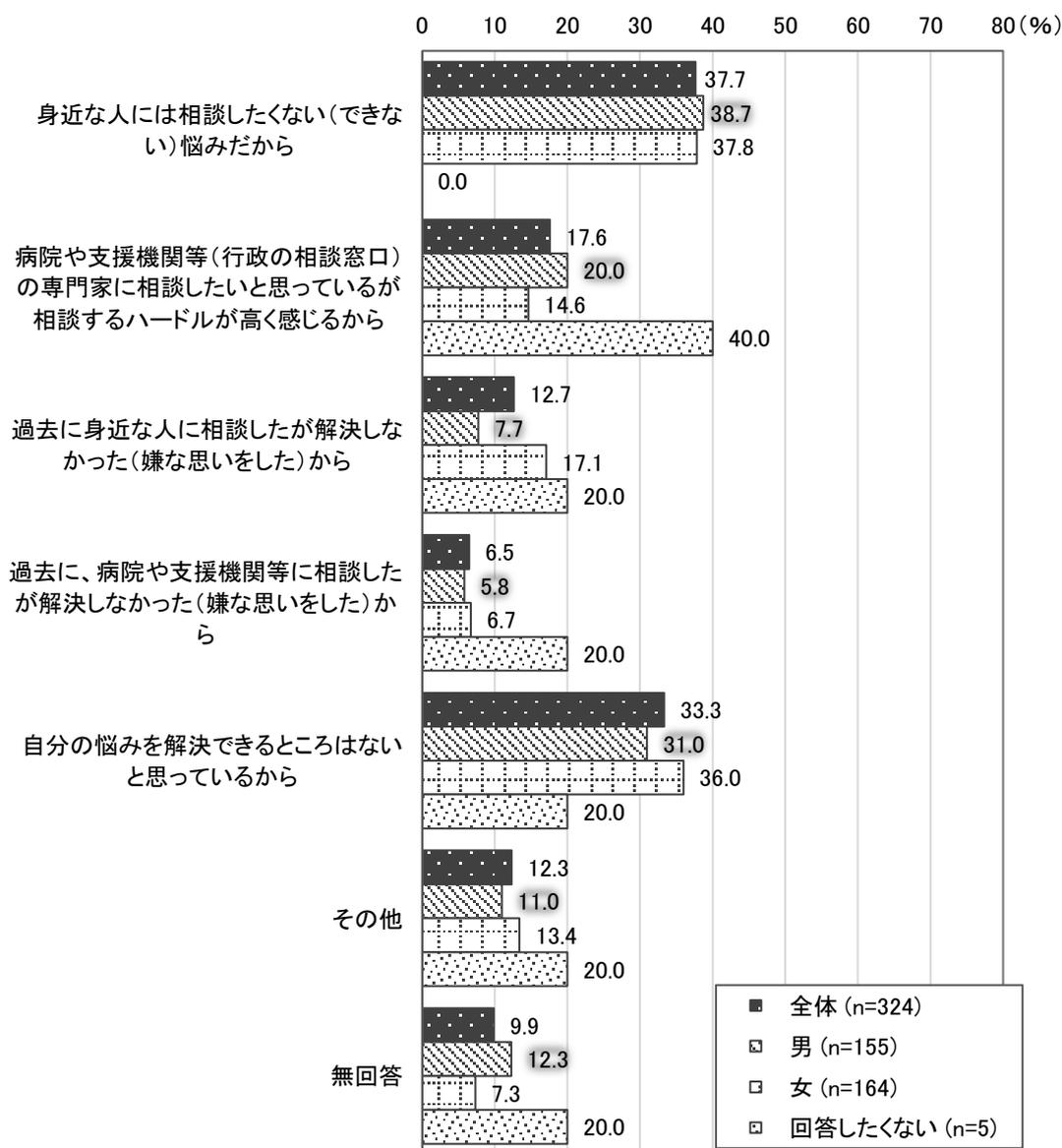
全体では、「そうは思わない」が28.2%と最も高く、次いで「どちらかというそう思う」(27.7%)、「どちらかというそうは思わない」(21.1%)となっています。



※問2にて「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した方のみ

問2-1. 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由は何ですか。 【あてはまるものすべてに○】

全体では、「身近な人には相談したくない(できない) 悩みだから」が37.7%と最も高く、次いで、「自分の悩みを解決できるところはないと思っているから」(33.3%)、「病院や支援機関等(行政の相談窓口)の専門家に相談したいと思っているが相談するハードルが高く感じるから」(17.6%)となっています。

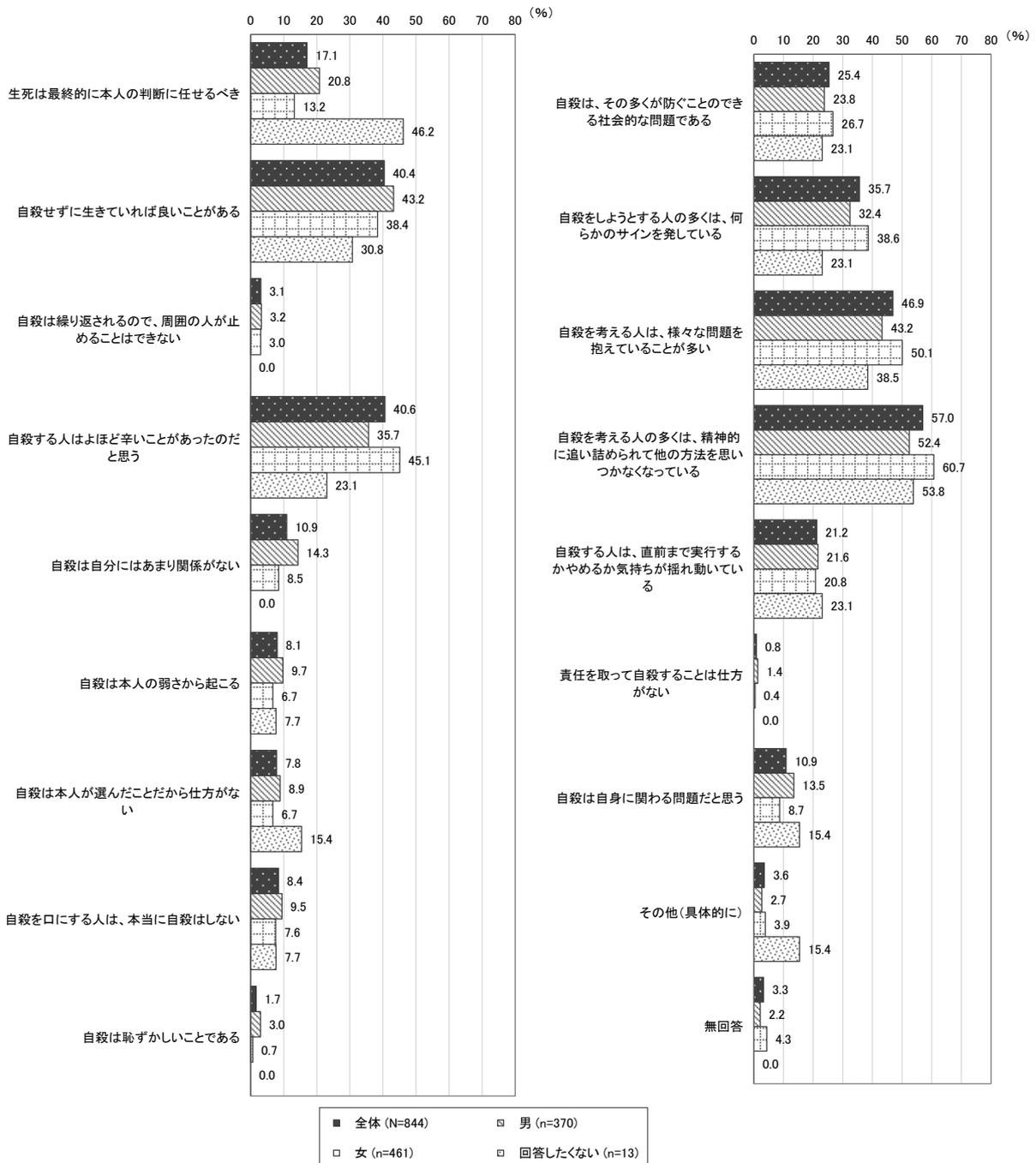


(3) 自殺について

問3. あなたは、「自殺」についてどのように思いますか。

【あてはまるものすべてに○】

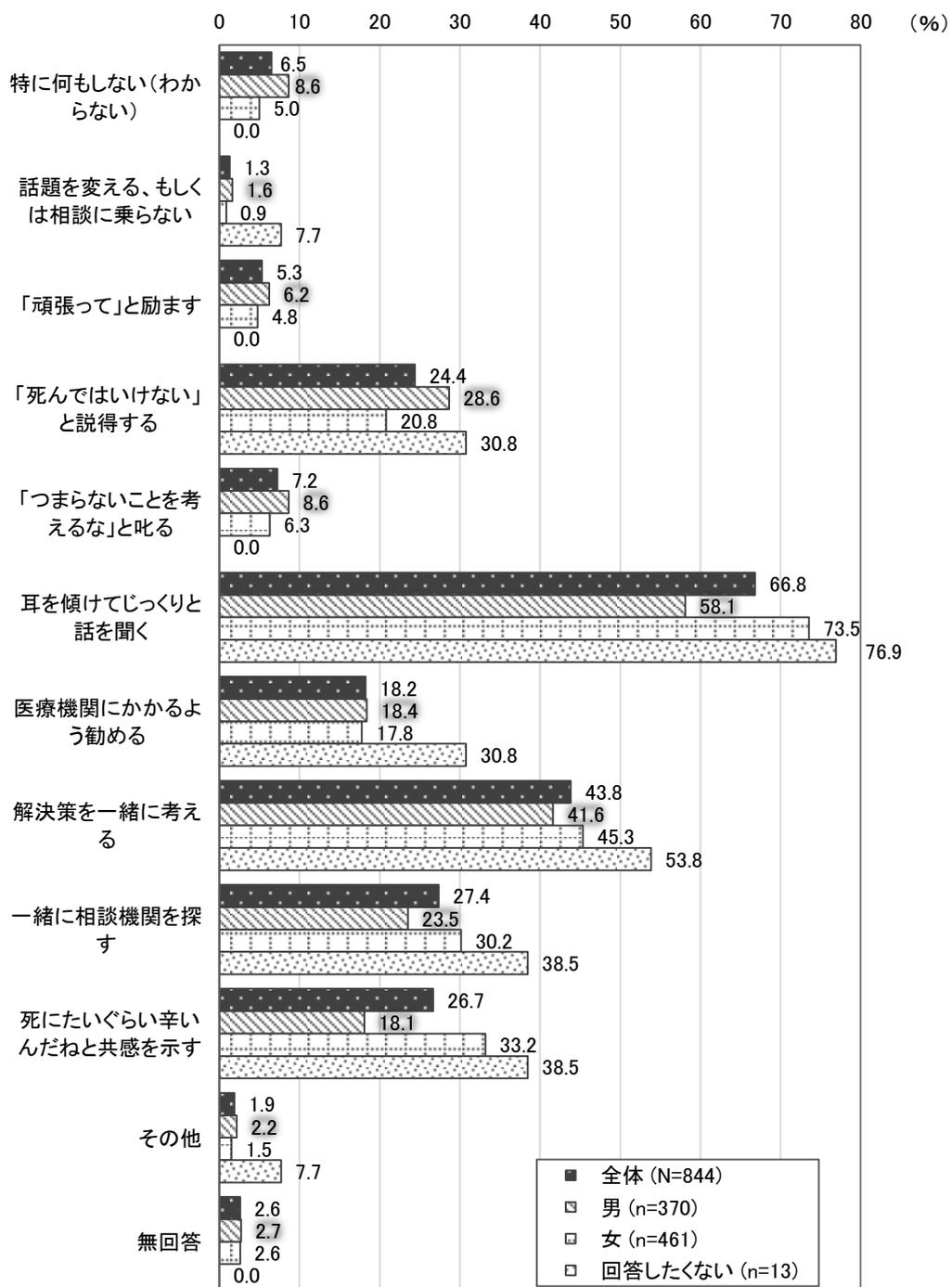
全体では、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思い浮かなくなっている」が57.0%と最も高く、次いで、「自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」(46.9%)、「自殺する人はよほど辛いことがあったのだと思う」(40.6%)となっています。



問4. もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか。 【あてはまるものすべてに○】

全体では、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が 66.8%と最も高く、次いで、「解決策と一緒に考える」(43.8%)、「一緒に相談機関を探す」(27.4%)となっています。

性別では、第1位と第2位は全体と同様の順位となっていますが、第3位は「男性」は『「死んではいけない」と説得する]、「女性」は「死にたいぐらい辛いんだねと共感を示す」となっています。

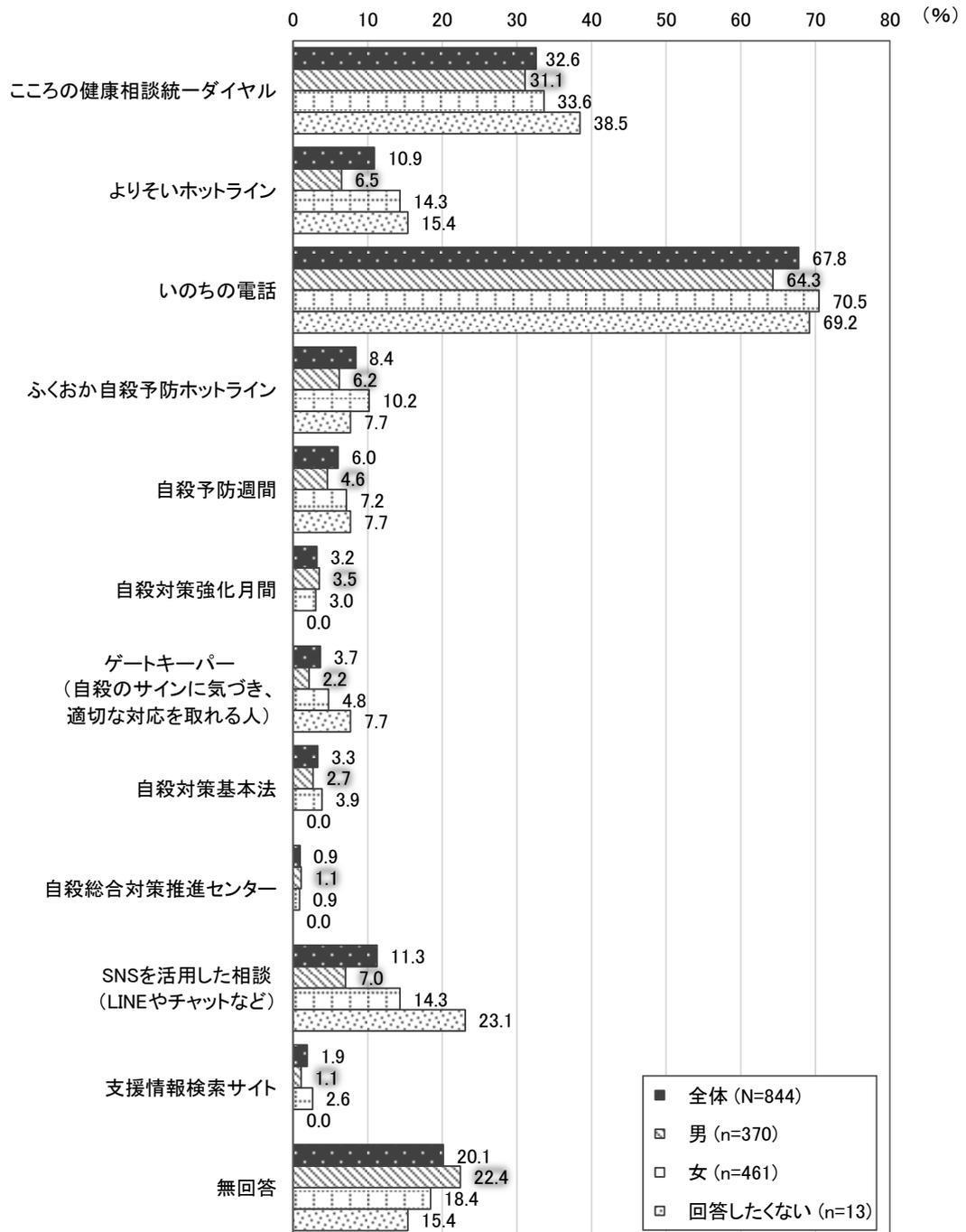


問5. あなたは、自殺対策に関する以下のことを知っていますか。

【あてはまるものすべてに○】

全体では、「いのちの電話」が67.8%と最も高く、次いで、「こころの健康相談統一ダイヤル」(32.6%)、「SNSを活用した相談(LINEやチャットなど)」(11.3%)となっています。

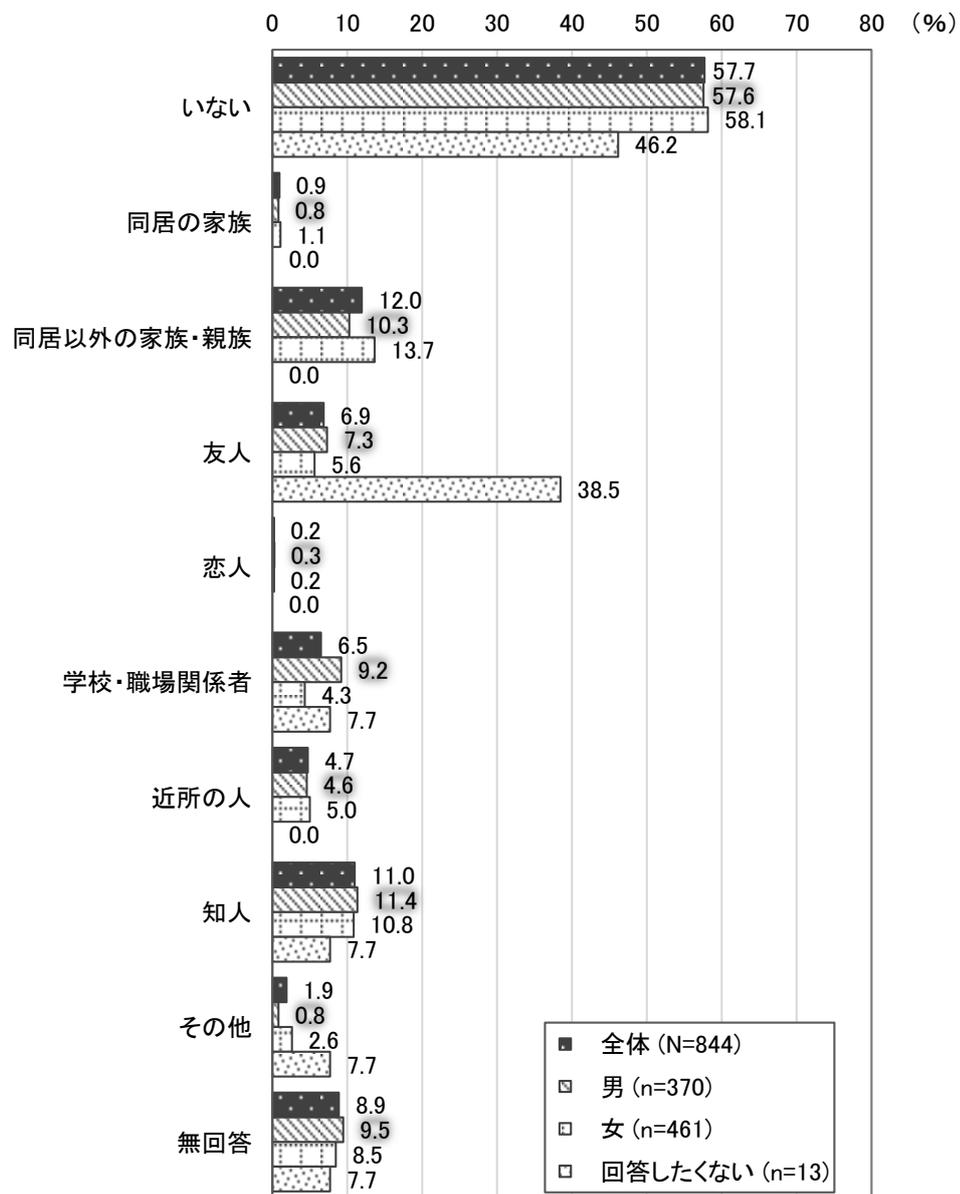
性別では、「女性」の方が相談先を知っている割合が高い傾向にあります。



問6. あなたの周りで自殺（自死）をした方はいらっしゃいますか。

【あてはまるものすべてに○】

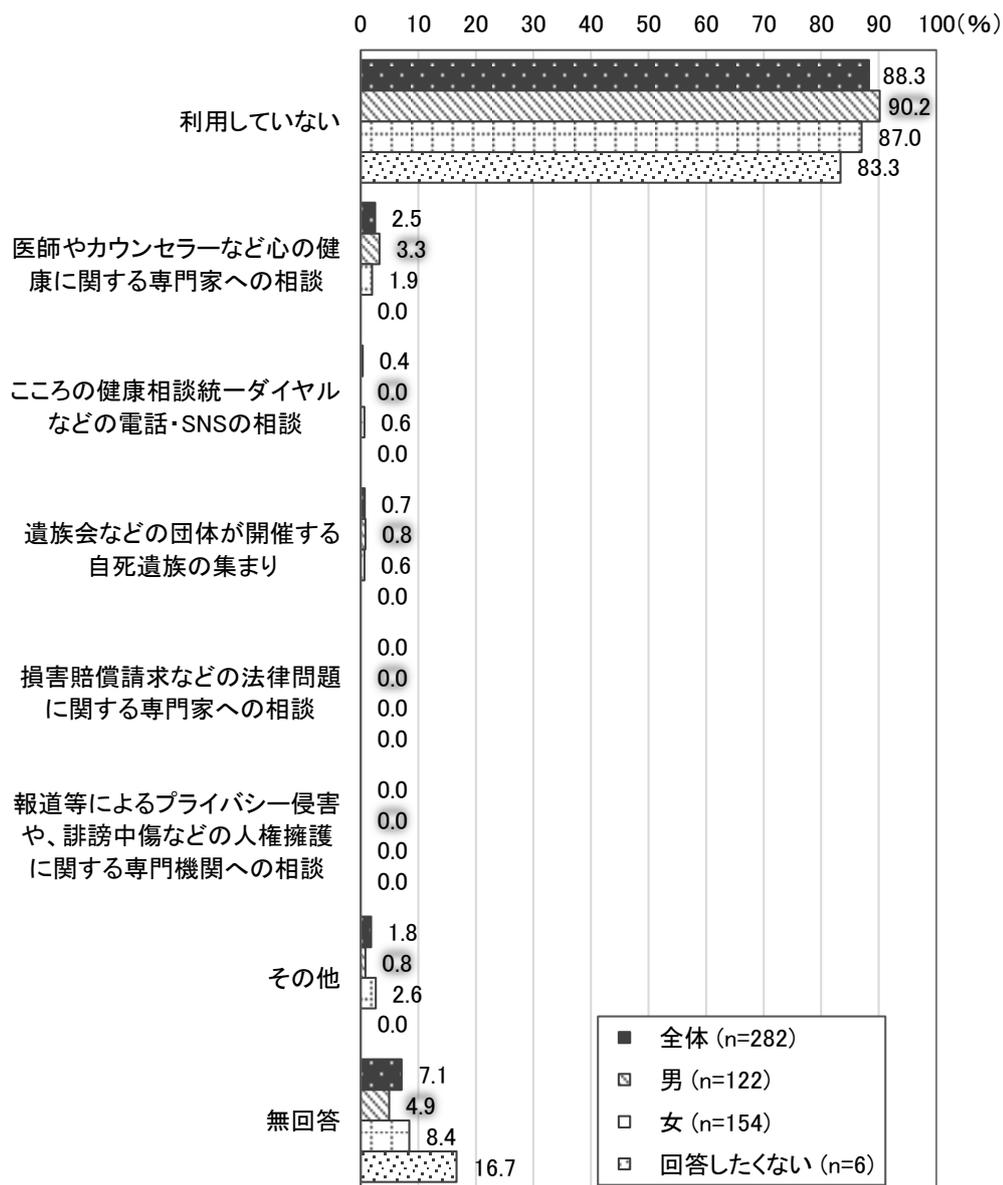
全体では、「いない」が57.7%と最も高く、次いで、「同居以外の家族・親族」(12.0%)、「知人」(11.0%)となっています。



※問6にて「いない」と回答した方及び「無回答」の方以外

問6-1. 自殺（自死）で身近な方を亡くしたとき、ご自身が公的な相談機関や民間団体の支援を利用しましたか。 【あてはまるものすべてに○】

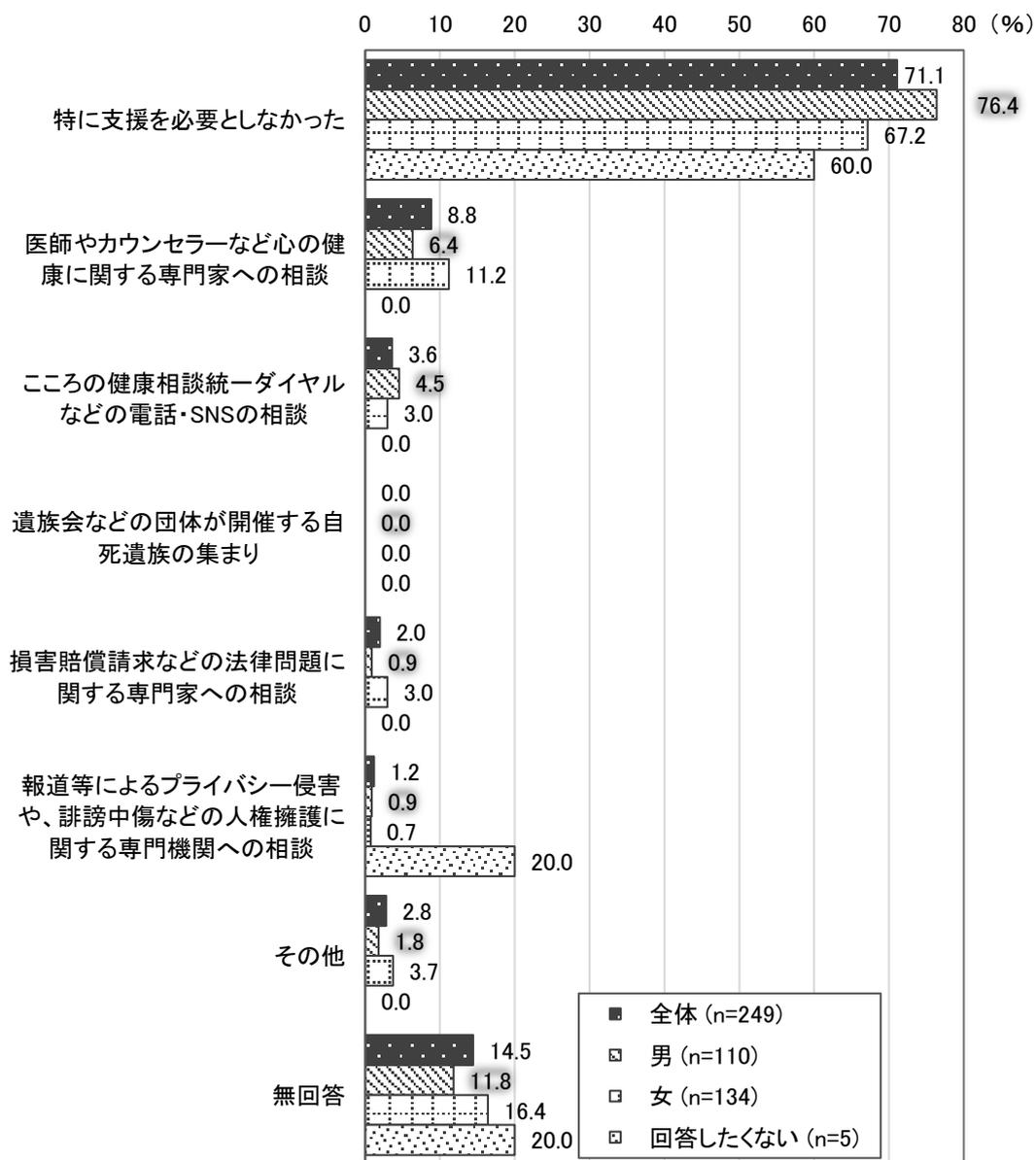
全体では、「利用していない」が88.3%と最も高く、次いで、「医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家への相談」（2.5%）、「その他」（1.8%）となっています。



※問 6-1 にて「利用していない」と回答した方のみ

問 6-2. もしその時知っていたら利用したかった支援内容はどれですか。(当時、支援を必要としなかった方は「1. 特に支援を必要としなかった」を回答してください) 【あてはまるものすべてに○】

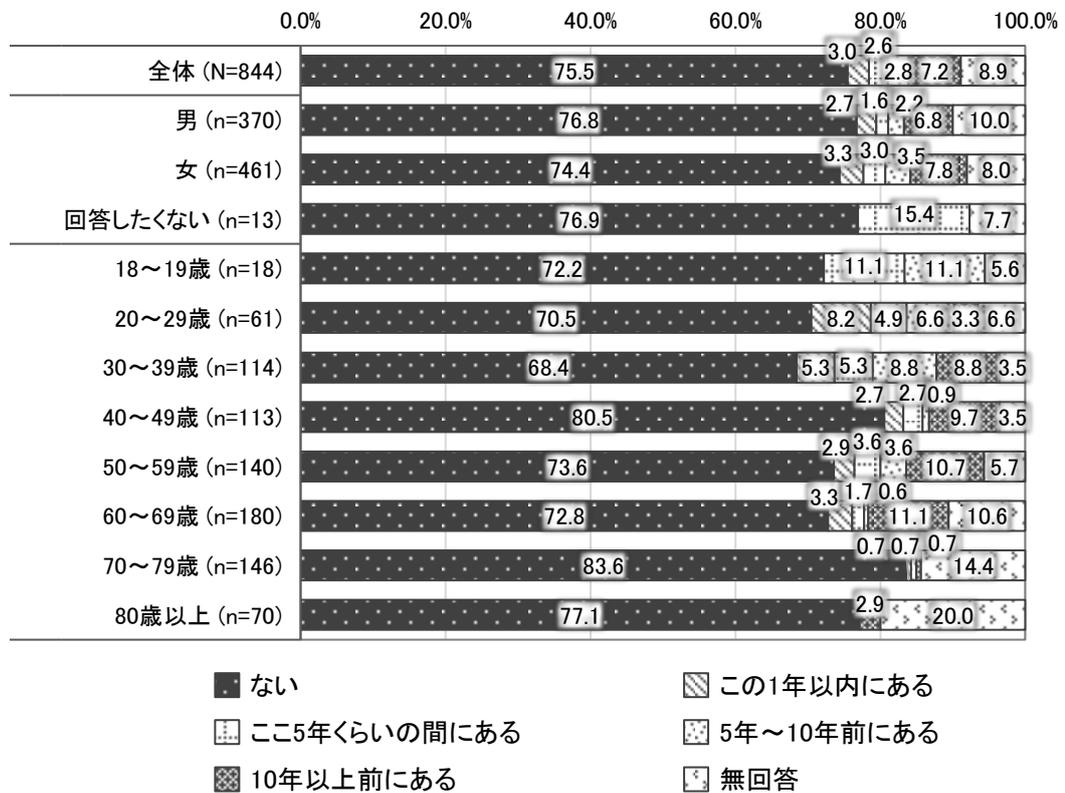
全体では、「特に支援を必要としなかった」が 71.1%と最も高く、次いで、「医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家への相談」(8.8%)、「こころの健康相談統一ダイヤルなどの電話・SNSの相談」(3.6%)となっています。



問7. あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。

【ひとつに〇】

全体では、「ない」が75.5%と最も高く、次いで、「10年以上前にある」(7.2%)、「この1年以内にある」(3.0%)となっています。



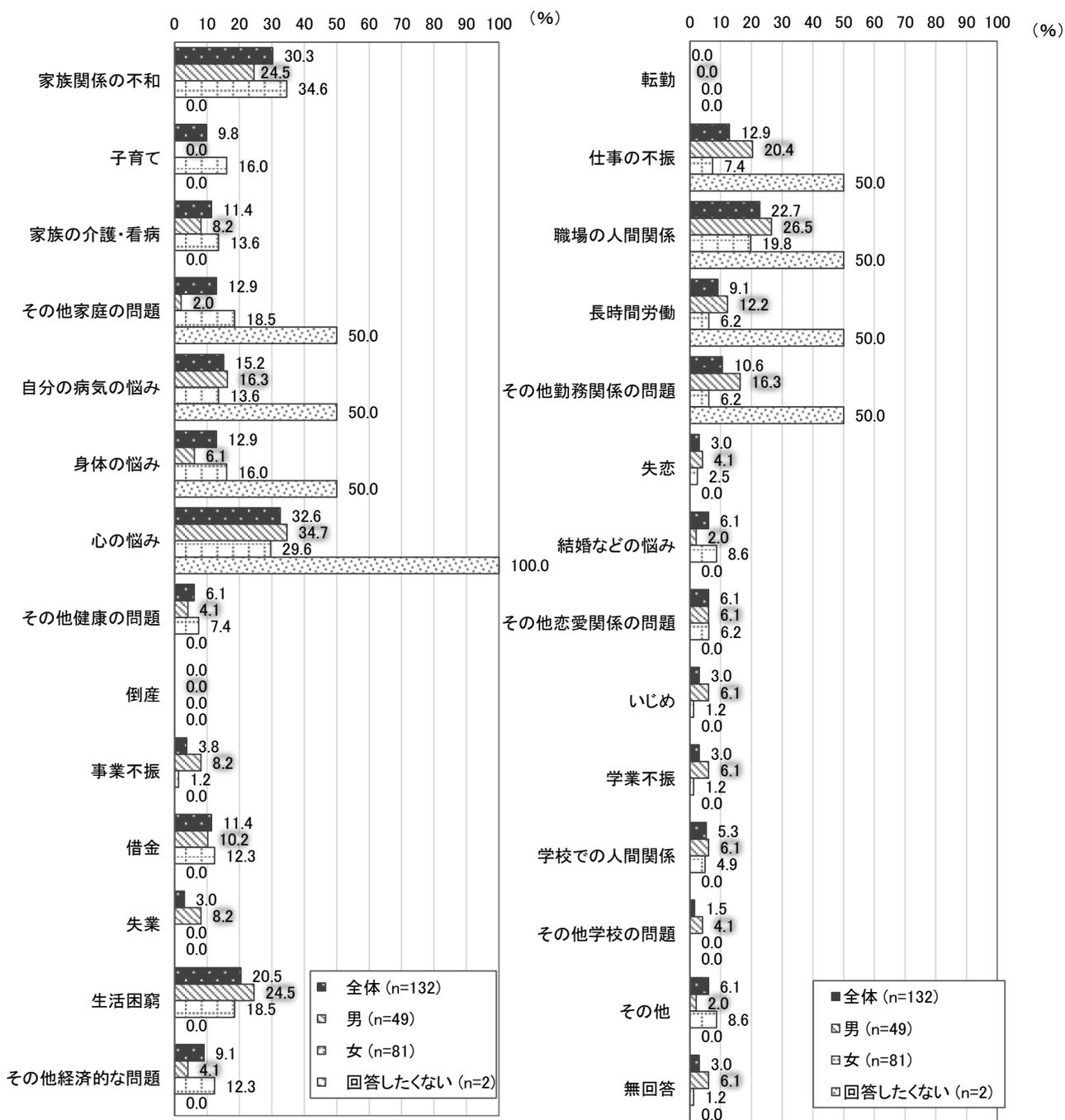
※問7にて「ない」と回答した方及び「無回答」の方以外

問7-1. あなたはどのようなことにストレスを感じていますか。

【あてはまるものすべてに○】

全体では、「心の悩み」が32.6%と最も高く、次いで、「家族関係の不和」(30.3%)、「職場の人間関係」(22.7%)となっています。

性別では、男性の第1位は全体と同様ですが、第2位が「職場の人間関係」(26.5%)となっており、女性は「家族関係の不和」が34.6%と最も高くなっています。



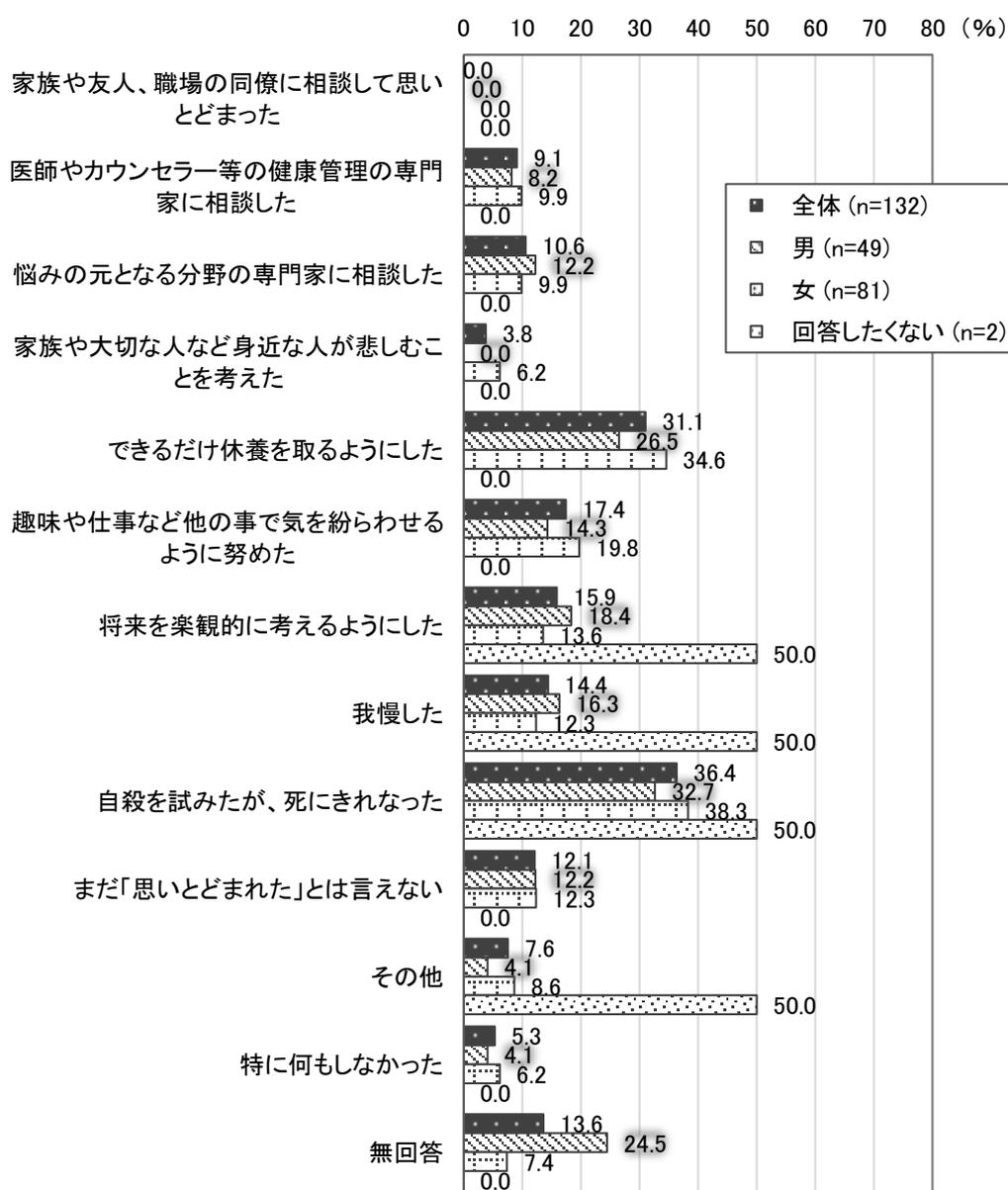
※問7にて「ない」と回答した方及び「無回答」の方以外

問7-2. 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由は何ですか。

【あてはまるものすべてに○】

全体では、「自殺を試みたが、死にきれなかった」が36.4%と最も高く、次いで、「できるだけ休養を取るようにした」(31.1%)、「趣味や仕事など他の事で気を紛らわせるように努めた」(17.4%)となっています。

性別では、「女性」の方が「男性」に比べて、「できるだけ休養を取るようにした」割合が高く、「男性」は「女性」に比べて、「将来を楽観的に考えるようにした」割合が高くなっています。



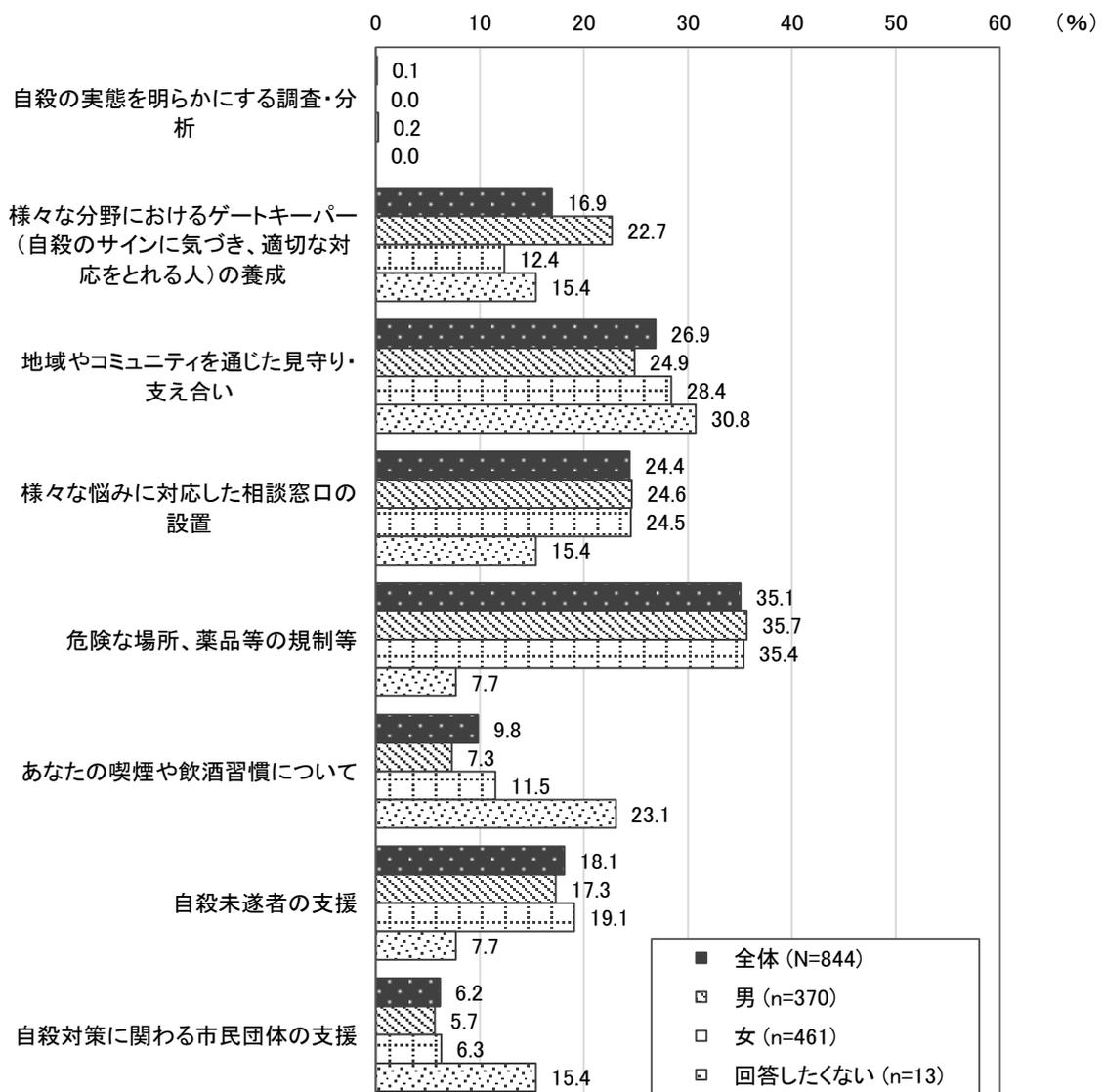
(4) 今後求められる自殺対策について

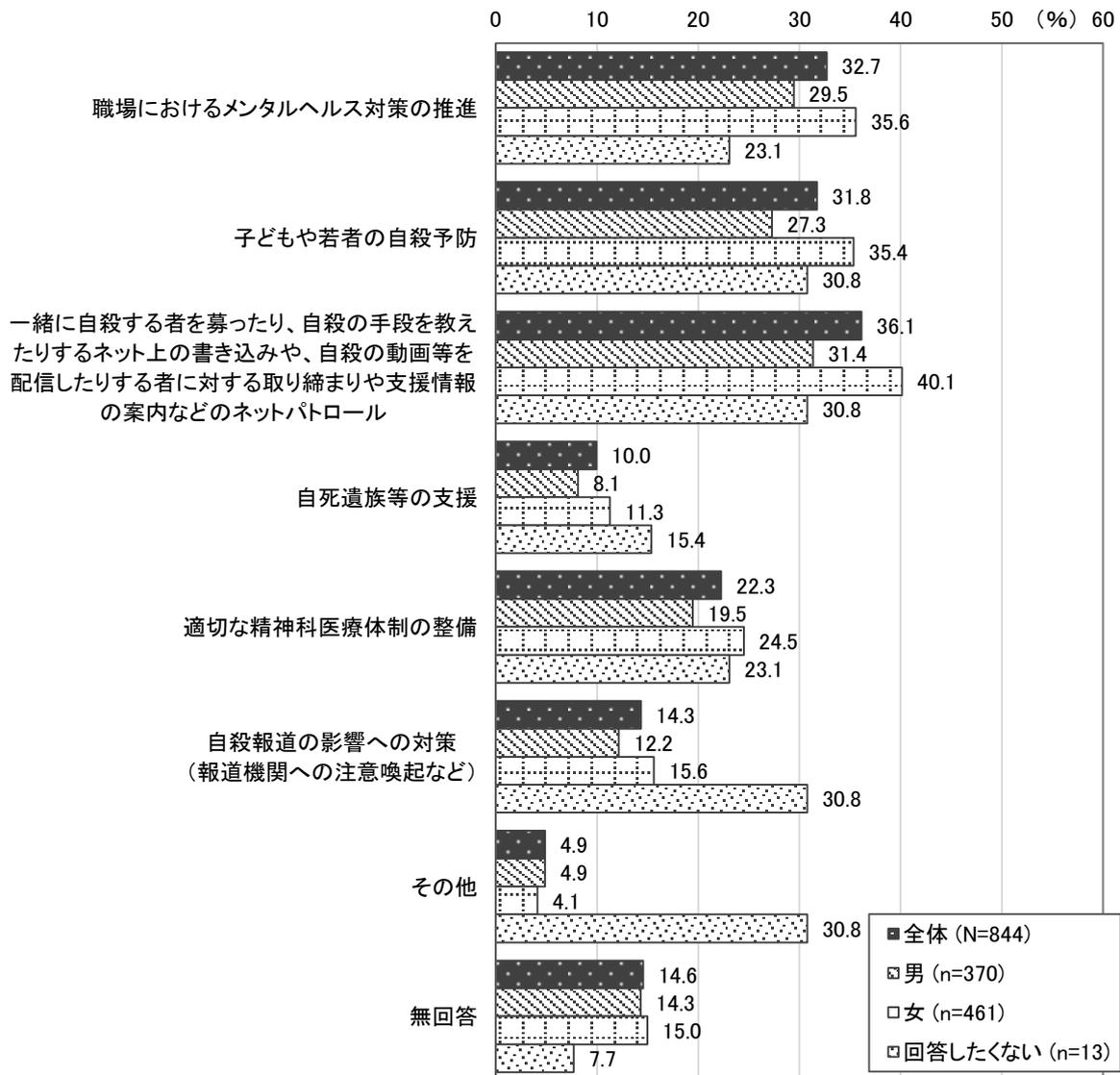
問 8. 今後求められるものとして、どのような自殺対策が有用であると思いますか。

【あてはまるものすべてに○】

全体では、「一緒に自殺する者を募ったり、自殺の手段を教えたりするネット上の書き込みや、自殺の動画等を配信したりする者に対する取り締まりや支援情報の案内などのネットパトロール」が36.1%と最も高く、次いで、「危険な場所、薬品等の規制等」(35.1%)、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」(32.7%)となっています。

性別では、「女性」より「男性」の方が「様々な分野におけるゲートキーパー(自殺のサインに気づき、適切な対応をとれる人)の養成」が10.3ポイント高く、「男性」より「女性」の方が「一緒に自殺する者を募ったり、自殺の手段を教えたりするネット上の書き込みや、自殺の動画等を配信したりする者に対する取り締まりや支援情報の案内などのネットパトロール」が8.7ポイント高くなっています。





(5) 一般市民のアンケート調査結果による現状

- 全体では 21.1%の人が、この1 ヶ月に精神的疲れやストレスが「大いにある」と感じています。ストレスを感じていることは、「自分の仕事」が最も多く、次いで「収入・家計・借金など」でした。
- 誰かに悩みを相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じる人の割合（「そう思う」＋「どちらかというと思う」の割合）がおよそ4割となっています。
- 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由として、「身近な人には相談したくない（できない）悩みだから」と考えている人が最も多くいました。
- 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応として、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が最も多く、次いで「解決策を一緒に考える」でした。
- 自殺対策の認知度は、「いのちの電話」が最も高く、次いで「こころの健康相談統一ダイヤル」でした。
- 自殺（自死）で身近な方を亡くしたときに、公的な相談機関や民間団体の支援を「利用していない」人が 88.3%いました。利用していない人が、知っていれば利用したかった支援内容として「医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家への相談」と回答した人が 8.8%いました。
- 本気で自殺をしたいと考えたことがある人の割合（「この1 年以内にある」＋「ここ5 年くらいの間にある」＋「5 年～10 年前にある」＋「10 年以上前にある」の割合）が 15.6%となっています。
- 本気で自殺をしたいと考えたことがある人が、ストレスを感じていることは、「心の悩み」が最も多く、次いで「家族関係の不和」でした。
- 本気で自殺をしたいと考えたことがある人が、思いとどまった理由は「自殺を試みたが、死にきれなかった」が最も多く、次いで「できるだけ休養を取るようにした」でした。
- 今後求められる自殺対策として、ネットパトロールが有用であると考えている人が最も多くいました。

【2】小学生・中学生・高校生アンケート

【調査概要】

調査目的：「第2次飯塚市自殺対策計画」の策定にあたり、小学生・中学生・高校生
のこころの健康や自殺に関する意識を把握するため。

調査期間：令和5年6月27日（即日回収）

調査方法：学校配布、学校回収

調査対象：

対象者		配布数	有効回収数 (回収率)
小学5年生	飯塚東小、庄内小、上穂波小、椋本小、鯉田小、幸袋小	400件	385件 (96.3%)
中学2年生	飯塚第二中、飯塚鎮西中、穎田中、筑穂中、穂波東中	400件	340件 (85.0%)
高校2年生	嘉穂高等学校、嘉穂東高等学校、近畿大学 附属福岡高等学校、飯塚高等学校	400件	392件 (98.0%)

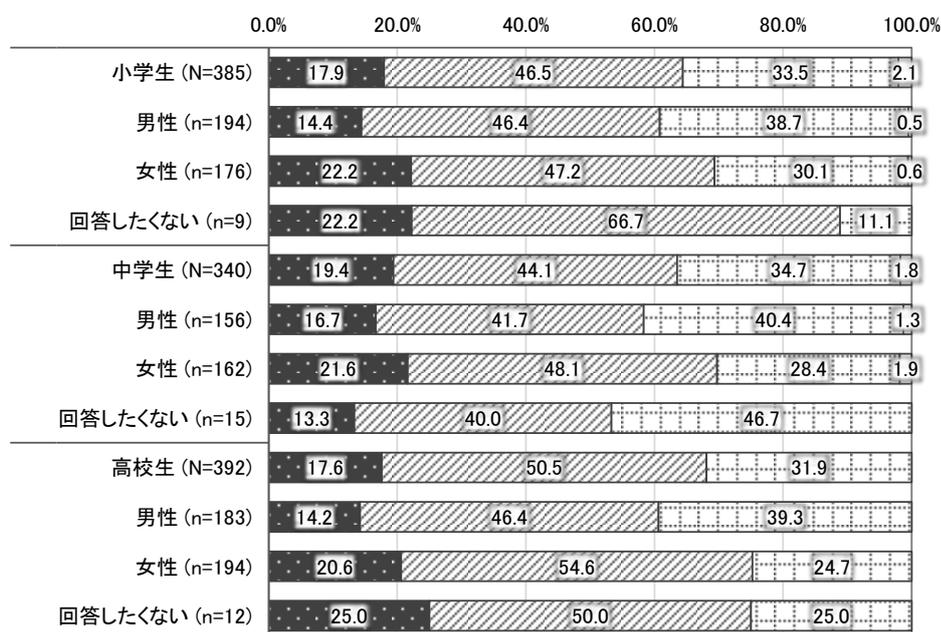
【調査結果】

小学生・中学生・高校生共通設問

(1) 気分の落ち込みや不安について

問1. あなたは、最近気分が落ち込んだり、ひどく不安になったり、興味や楽しみ
がもてなかったことがありましたか。 【ひとつに〇】

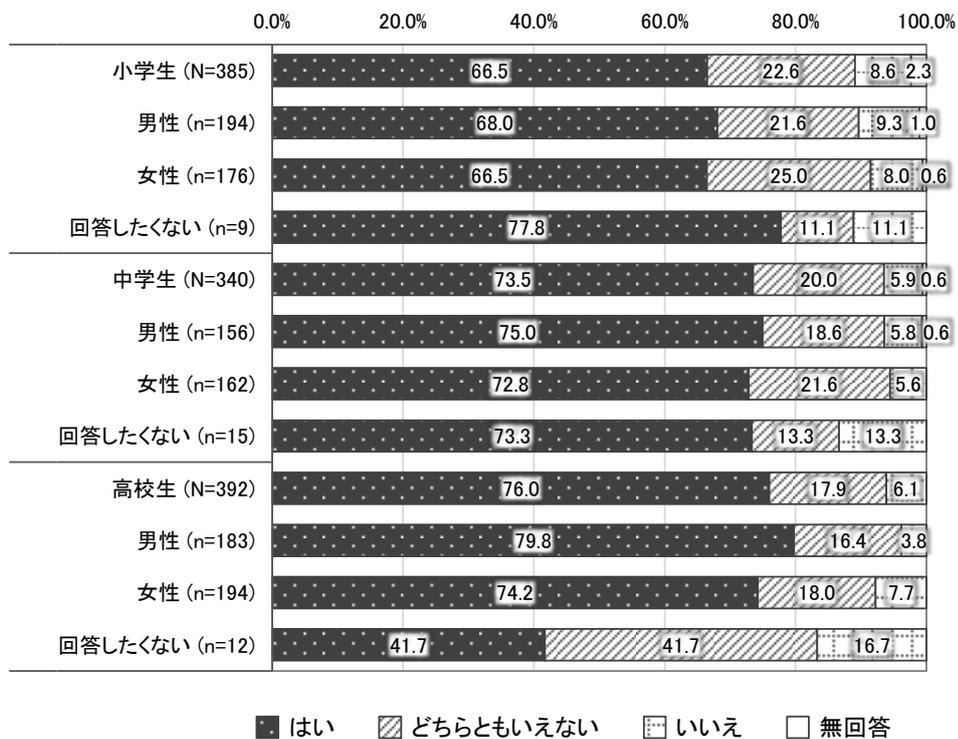
全体でみると、「よくあった」「ときどきあった」割合が約6～7割を占めています。



■ よくあった ▨ 時々あった ▤ 全くなかった □ 無回答

問2. あなたは、気分が落ち込んだ時や勉強や友達についての悩みを相談できる人がいますか。 【ひとつに〇】

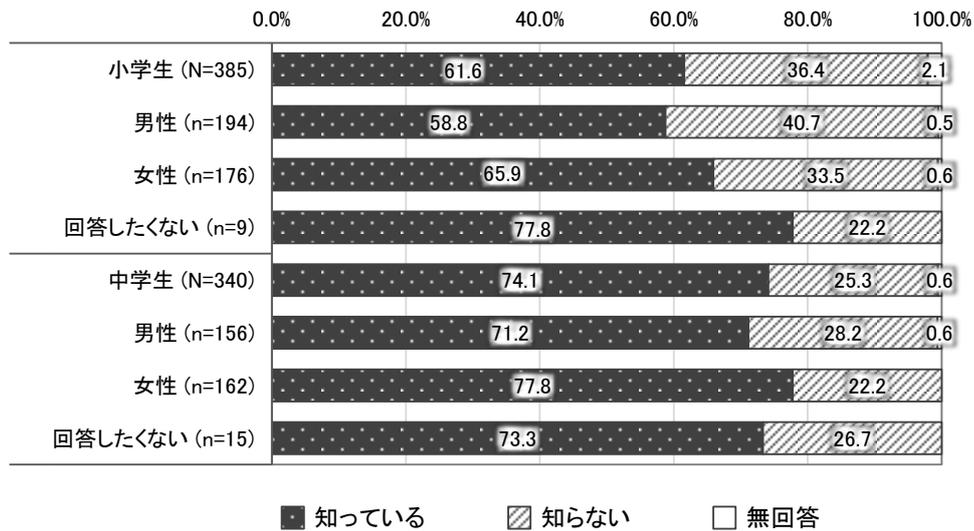
全体では、「はい」の割合が最も高くなっていますが、「いいえ」と答えた人もいます。



(2) 相談窓口の認知度

問3. あなたは、不安や悩みを感じた時に相談できる相談窓口があることを知っていますか。 【ひとつに〇】

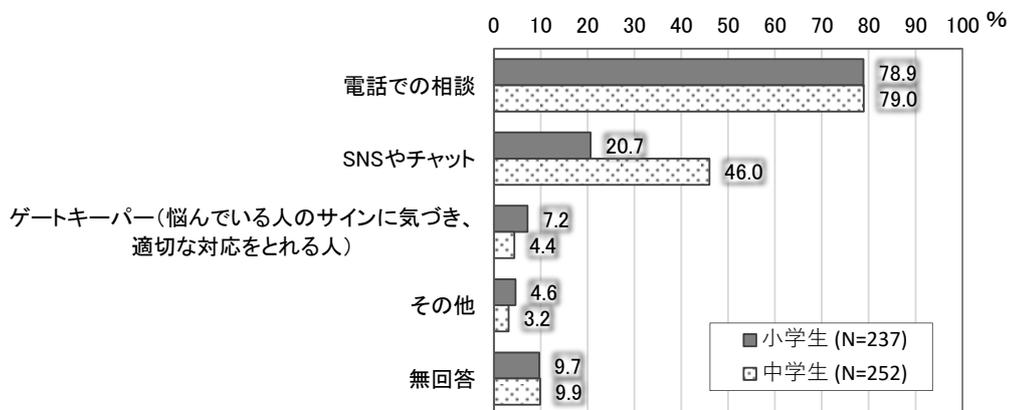
小学生では36.4%、中学生では25.3%が「知らない」と回答しています。



※問3にて「知っている」と回答した方のみ

問3-1. 知っている相談窓口はどれですか 【あてはまるものすべてに〇】

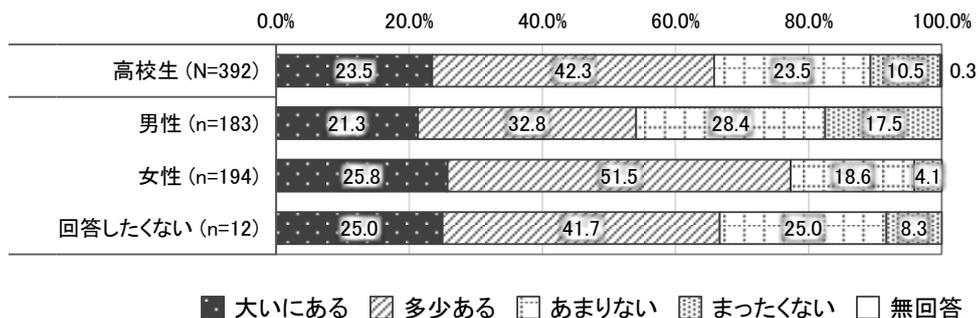
小学生・中学生ともに「電話での相談」が最も多く、次いで「SNS やチャット」となっています。



(3) ストレスについて

問4. あなたは、この1ヶ月に精神的疲れやストレスを感じることがありますか。
【ひとつに〇】

全体では、「大いにある」割合が23.5%となっています。

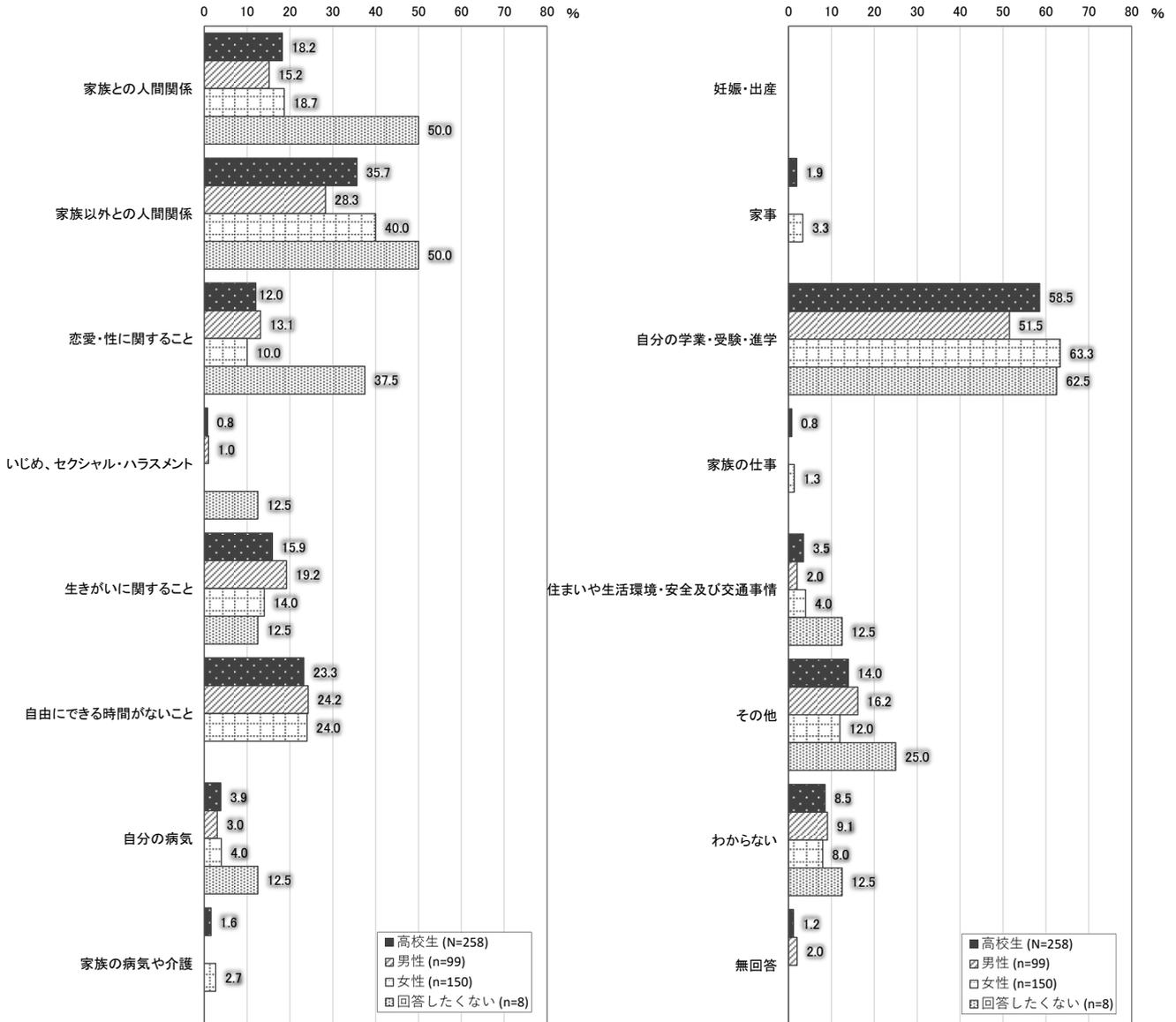


※問4にて「大いにある」「多少ある」と回答した方のみ

問4-1. あなたはどのようなことにストレスを感じていますか。

【あてはまるものすべてに○】

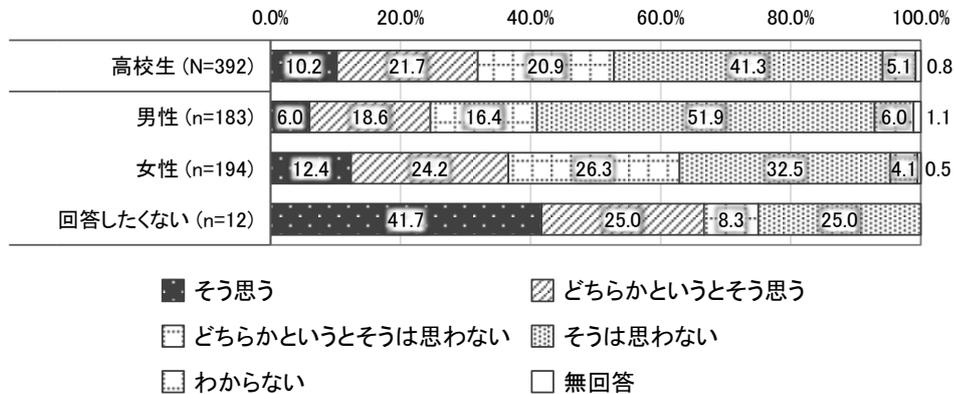
全体でみると、「自分の学業・受験・進学」「家族以外との人間関係」「自由にできる時間がないこと」にストレスを感じている傾向にあります。



問5. 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか。

【ひとつに〇】

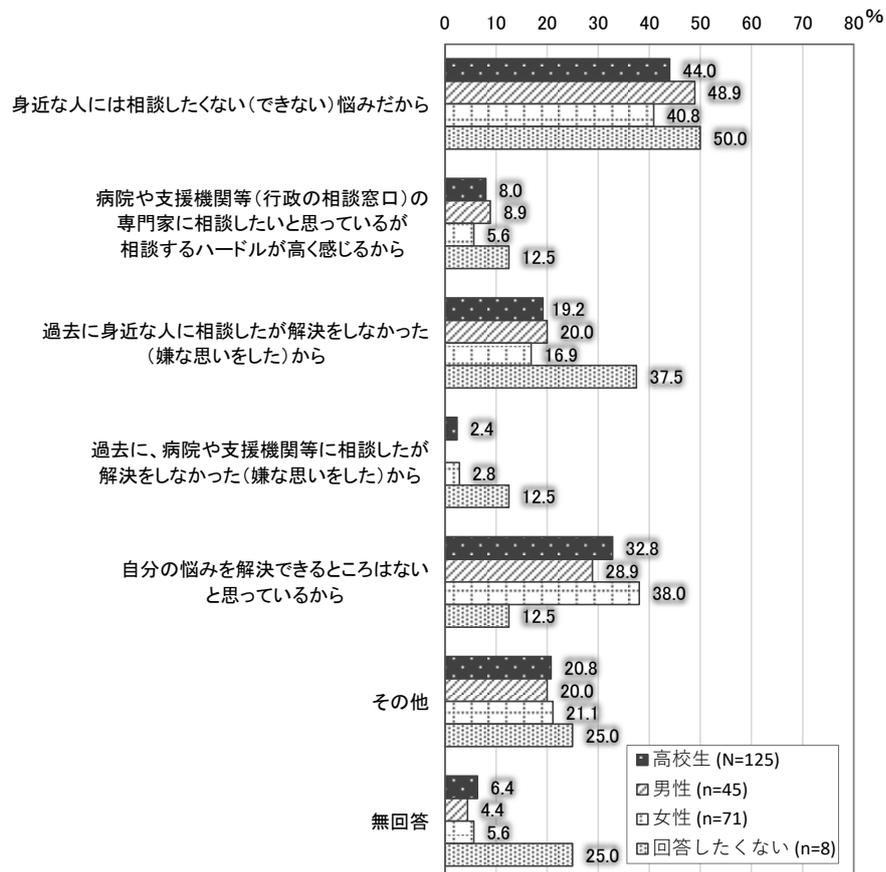
全体では31.9%が『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかというそう思う」）と回答しています。



※問2にて「そう思う」「どちらかというそう思う」と回答した方のみ

問5-1. 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由は何ですか。 【あてはまるものすべてに〇】

全体では、「身近な人には相談したくない(できない) 悩みだから」の割合が最も高く、次いで「自分の悩みを解決できるところはないと思っているから」となっています。



(4) 小学生・中学生・高校生アンケート調査結果による現状

- 小学生、中学生、高校生のうち約6～7割の人が、気分が落ち込んだり、ひどく不安になったり、興味や楽しみがもてなかったことがあったと感じています。また、気分が落ち込んだ時や勉強や友達についての悩みを相談できる人がいないと答えた人が約6～9%います。
- 相談窓口の認知度について、「知らない」と答えた人が、小学生で 36.4%、中学生で 25.3%いました。
- 高校生のうち 23.5%の人が、この1ヵ月に精神的疲れやストレスが「大いにある」と感じています。ストレスを感じていることは、「自分の学業・受験・進学」が最も多く、次いで「家族以外との人間関係」でした。
- 高校生のうち、誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる人の割合（「そう思う」＋「どちらかというと思う」の割合）が約3割となっています。
- 高校生のうち、誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由として、「身近な人には相談したくない（できない）悩みだから」と考えている人が最も多くいました。

3 統計及び「飯塚市健康づくりに関するアンケート調査」に基づく課題

① 自殺対策への理解促進と普及啓発

自殺は、心身の問題のみならず、経済や雇用をめぐる環境、職場や学校での人間関係等の様々な社会的要因が複雑に関係しており、一部の人だけではなく、誰もが当事者となり得るものです。自殺対策には、悩みを抱えた人が孤独・孤立に陥らないよう、適切な支援を行うことが必要であることが広く市民に認識されるよう、自殺予防週間・自殺対策強化月間や教育等を通じて、市民の理解促進を図る必要があります。

また、広報紙や研修会の開催などの他にも、ホームページや SNS を活用することで、目に触れやすいような広報、啓発を行うことも必要です。

② 自殺ハイリスク者への包括的な支援と予防

本市の特徴として、若者・高齢者の自殺者数、自殺割合が高いことや、無職者や健康問題、経済・生活問題で自殺してしまう人が多いことがあげられます。地域での見守り活動や支援者の養成等を通じて、自殺に対するリスクの高い人を見逃さない体制づくりを進めるとともに、悩んでいる人に対する相談体制を充実し、支援が必要な人には専門機関等へ確実につなげるなど、包括的な支援を推進する必要があります。

また、自殺予防の取組から、現に自殺が起こりつつある事態への対応、自殺未遂が発生した場合への対応や自死遺族への対応まで、それぞれの段階を捉えて対象者の特性に応じた切れ目のない対策を実施するため、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する必要があります。

③ 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やすための取組の推進

自殺は、その多くが、様々な社会的要因によって心理的に追い込まれた末の死であることから、周りの悩んでいる人に寄り添い、孤独・孤立を防ぐため、職場、学校、地域を対象としたゲートキーパー²研修等による人材育成やメンタルヘルスの推進等により、自殺のリスク要因を減らすことが重要です。

また、悩みを抱える人のための居場所づくりや相談体制の充実、情報の発信等により、生きることの促進要因を増やすことが重要です。

² ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

第3章 飯塚市自殺対策計画（第1次計画）の評価

1 これまでの取組と評価

基本施策と重点施策の事業としてあげた 72 事業について、下記の評価基準により評価を行いました。

【取組の評価基準】

評価	内容
A	目標を達成した
B	目標には届かなかったが、改善傾向にある
C	変わらない
D	後退している
E	事業の内容上、評価が困難なものなど

また、第1次計画における指標の達成状況について、下記の基準により、AからDまでの4段階で判定しました。

【指標の判定基準】

判定	判定基準
A	できている
B	ある程度できている
C	あまりできていない
D	できていない
判定不可	未実施により判定できない

【1】基本施策

（1）地域におけるネットワークの強化

本市では、第1次計画策定時より学識経験者、関係機関、市民による飯塚市健康づくり・食育推進協議会や庁内関係課による飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会等を実施してきました。今後も継続して実施し、関係機関等で連携を深め、支援の網目を細かくしていくことで、地域におけるネットワークを強化していく必要があります。

【取組の状況】

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会	自殺対策事業の進捗状況を各課に照会し進捗状況を確認、飯塚市健康づくり・食育推進協議会で実績を報告した。	A	健幸保健課
飯塚市健康づくり・食育推進協議会	協議会（令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催）にて飯塚市自殺対策計画の報告、および飯塚市健康づくり計画の進捗確認を行った。	C	健幸保健課
飯塚市要保護児童対策地域協議会	要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援を行った。	A	子育て支援課
飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業	月1回の定例会及び定例の事業（文化、育成、体育）を開催したが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催数が大幅に減少した。	B	生涯学習課
地域福祉ネットワーク活動推進事業	市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図った。	B	高齢介護課
障がい者地域自立支援ネットワーク事業	地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図った。	A	社会・障がい者福祉課
利用者支援事業	関係機関とのネットワークの推進により、相談に応じた機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行った。	E	保育課
飯塚市青少年問題協議会	青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調整審議し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べた。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止）	D	子育て支援課
アルコール関連団体の支援	アルコール関連団体（飯塚断酒友の会、飯塚断酒新生活会、A A福岡飯塚グループ）が交流センター等を使用する際に減免（半額減免）申請を行った。	A	社会・障がい者福祉課
ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	市内団体と見守り協定を締結しており、協定先団体からの通報実績は令和元年度から令和4年度では0件であったが、年間を通じて、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実に努めた。	D	高齢介護課
認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	事案発生時には、飯塚警察署や防災安全課と連携し、配信を行い、迅速な対応を行った。	D	高齢介護課

【成果指標の状況】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	判定	担当課
【1】地域におけるネットワークの強化					
1 飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会年間開催回数	-	1回以上	1回	A	健幸保健課
2 飯塚市健康づくり・食育推進協議会年間開催回数	5回	1回以上	1回	A	健幸保健課
3 地域福祉ネットワーク委員会年間開催回数	120回	120回	141回	A	高齢介護課
4 飯塚市要保護児童連絡協議会年間開催回数	7回	11回	11回	A	子育て支援課
5 飯塚市青少年問題協議会年間開催回数	2回	2回	1回	C	子育て支援課
6 障がい者地域自立支援ネットワーク事業主催会議年間開催回数	55回	26回以上	102回	A	社会・障がい者福祉課
7 飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業年間開催回数	16回	16回	14回	B	生涯学習課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、誰もが早期に気づき、適切な対応ができるよう、市職員や市民を対象としたゲートキーパー養成事業等を実施してきました。

市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を毎年度実施していますが、令和4年度は実施できておらず結果が目標値を下回っています。今後より一層、人材の育成に力を入れていく必要があります。

【取組の状況】

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
①さまざまな職種を対象とする研修			
職員向けゲートキーパー養成事業	新規採用職員を対象とし、ゲートキーパー養成研修会を実施した。令和4年度は講師との日程調整がつかず実施なし。	D	健幸保健課
自殺対策研修会	県の主催する自殺対策等研修会に参加し、自殺対策に関する施策や国の方針、福岡県における基本的な自殺対策の施策について把握することができた。	A	健幸保健課
メンタルヘルス研修	住民からの相談に応じる市役所職員に対して、外部講師によるメンタルヘルス研修を実施した。	A	人事課
②一般住民を対象とする研修			
市民向けゲートキーパー養成事業	市民向けにゲートキーパー養成講座を実施した。(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年度及び令和3年度は実施なし)	A	健幸保健課
PTAに対する教育講演会の実施	令和元年度はPTAに対する教育講演会を実施していたが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止、令和4年度はオンラインによる演奏配信を行った。	A	生涯学習課
③学校教育・社会に関わる人への研修			
教職員向け研修	生徒指導担当者・生徒指導主事研修会を実施し、SSWの役割を教師が理解し、不登校児童生徒に対してSSWと連携した対応ができた。令和4年度から不登校児童生徒が在籍する学校すべてで、マンツーマン方式を活用し、組織的な児童生徒に対する支援ができた。	A	学校教育課

【成果指標の状況】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	判定	担当課
【2】自殺対策を支える人材の育成					
1 職員向けゲートキーパー養成講座年間開催回数	1回	1回以上	0回	D	健幸保健課
2 講座受講者アンケートで「自殺予防等の理解が深まった」と回答した人の割合	未実施	70%以上	未実施	判定不可	健幸保健課

(3) 市民への啓発と周知

市民向けゲートキーパーの養成や市報掲載回数はおおむね目標値を達成しています。今後も自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーの養成や市報等による自殺予防の周知に力を入れていきます。

【取組の状況】

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用			
自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発事業	窓口にチラシ・ポスターを設置し、自殺強化月間には飯塚市立図書館で自殺予防対策の普及啓発特設コーナーの設置や市報での啓発を実施した。	A	健幸保健課
各種健康教育事業を活用した自殺予防啓発事業	「血管若返り教室」においてメンタルヘルスに関する知識について啓発をしたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数が減少した。	E	健幸保健課
②市民向け講演会・イベント等の開催			
人権啓発事業	イツカコミュニティセンター内の人権・同和問題啓発コーナーにおいて、自死防止等のパネル展示による啓発活動を行った。	A	人権・同和政策課
健幸づくり講演会における啓発事業	令和2年度まで市民を対象に健康づくりに関する講演開催していたが、令和3年度以降は開催なし。	D	健幸保健課
健康に関する出前講座	市内に住所を有する40～64歳を対象に、保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行うために一般健康教育（生活習慣病予防）を実施した。	A	健幸保健課
少年相談センター事業	少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、指導、助言を行った。	A	子育て支援課
みんなの健康・福祉のつどい	「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出展するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行った。（令和2年度及び令和3年度は実施なし）	D	健幸保健課
【再掲】アルコール関連団体の支援	アルコール関連団体（飯塚断酒友の会、飯塚断酒新生会、AA福岡飯塚グループ）が交流センター等を使用する際に減免(半額減免)申請を行った。	A	社会・障がい者福祉課
【再掲】市民向けゲートキーパー養成事業	市民向けにゲートキーパー養成講座を実施した。（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年度及び令和3年度は実施なし）	A	健幸保健課
③メディアを活用した啓発			
市民への広報事業	広報いづかでは「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」の特集頁を掲載し、HPでは広報いづかのWeb版の掲載を行った。	A	健幸保健課 情報管理課
男女共同参画推進情報・啓発事業	男女共同参画推進センター(サンクス)利用者及び講座実施の際に情報提供を行った。	A	男女共同参画推進課

【成果指標の状況】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	判定	担当課
【3】市民への啓発と周知					
1 市民向けゲートキーパー養成講座年間開催回数	1回	1回以上	1回	A	健幸保健課
2 講座受講者アンケートで「自殺予防等の理解が深まった」と回答した人の割合	未実施	70%以上	91%	A	健幸保健課
3 市報年間掲載回数、ホームページ年間更新回数	市報1回 HP1回	市報2回 HP2回	市報2回 HP1回	B	健幸保健課

(4) 生きることの促進要因への支援

核家族化など人間関係の希薄化が進むなか、こころのよりどころとなる居場所が必要であることから、様々な世代・対象の方の居場所づくりとなる事業を実施してきました。また、悩みを抱える人を適切な支援につなぐことのできるよう、各種相談体制の充実、支援に関わる情報の発信を図ってきました。加えて、心身の健康に関する支援、妊産婦や子育てをしている保護者への支援、自殺未遂者（ハイリスク者）への支援、遺された人への支援も展開してきました。今後、個人や家庭を取り巻く環境はますます多様化・複雑化していくことが予想されるため、引き続き居場所づくりや相談体制等を充実させていく必要があります。

【取組の状況】

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
①居場所づくり活動			
図書館における情報提供	自殺対策強化月間等に合わせて、図書館内の特集コーナーで自殺予防に関する本やパンフレットを設置し、自殺対策の啓発を実施した。	A	生涯学習課 市立図書館
認知症カフェ	令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、カフェの開催数は減少したが、延べ参加人数は年々増加しており、認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方に気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供できた。	D	高齢介護課
サン・アビリティーズいづか運営事業	令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、相談会の場は設けず、電話相談を中心に相談業務を行い、解決に向けて具体的な機関等につなげた。	D	社会・障がい者福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行った。	E	保育課
放課後児童健全育成事業	子育て支援課、生活支援課等を含む支援機関や学校と連携を保ちながら、相談体制を確立するとともに、支援員を対象とし、子どもの人権を守り自殺予防につながる研修会を年1回開催した。	A	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供した。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で回数が減少した。	B	生涯学習課
介護予防教室	転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室、ケアランボリン教室を実施することができた。	A	高齢介護課
フレイル予防事業	転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室、ケアランボリン教室、フレイル予防教室を実施することができた。	A	健幸保健課 高齢介護課
【再掲】 少年相談センター事業	少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、指導、助言を行った。	A	子育て支援課

NO	事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
②相談体制の充実				
35	納付相談	病気や失業等やむを得ない理由で、納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げた。	E	税務課
				保育課
				企業局
				財産活用課
				医療保険課
				住宅課
				高齢介護課
				学校給食課
				教育総務課
36	子育て世代包括支援センター事業	母子手帳交付、転入の際に妊産婦と面談し、実情を把握した。 特に支援が必要な妊産婦は、支援プランを作成し、こども家庭相談係や医療機関と情報共有を行った。	D	子育て支援課
37	求職者支援事業	若年者を安定的な職業へ導くために、就職支援専門員（アドバイザー）による就職相談窓口を県と共同で、ワンストップサービスセンターe-ZUKAとして設置した。 求職者に対する情報提供、履歴書の添削、セミナーの開催、職業紹介業務等を実施した。 本庁においても、週1回の個別就職相談を実施しており、ワンストップサービスセンターe-ZUKAにおける広報等も実施した。	D	商工観光課
38	消費生活センター事業	消費生活上の問題を抱える市民に相談事業を実施した。	A	市民活動支援課
39	無料法律相談事業	法律問題を抱える市民に相談事業を実施した。	D	市民活動支援課
40	女性相談事業	令和元年度には新規の広報場所を3ヶ所確保し、相談事業の周知を図った。 毎年、一般相談及び法律相談等を実施しており、令和4年度はDV被害者支援のための「住民基本台帳事務における支援措置申出」に関する面談及び緊急を要するDV随時面談も実施した。	C	男女共同参画推進課
41	障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者基幹相談支援センターの運営を委託し、24時間連絡可能な窓口を設置、障がい者の方やその関係者の方の相談を受け、各関係機関との連携を図った。	D	社会・障がい者福祉課
42	生活困窮者自立相談支援事業	生活自立支援相談室において生活困窮者（失業者、多重債務者等）からの相談受付を実施し、自立支援のためのプラン作成や家計収支の分析や、家計再生プランの作成等による家計改善支援、関係機関への同行支援等を行った。 また、新たに生活困窮者就労準備支援事業を開始し専任の支援員の配置を行い、様々な理由ですぐには就職することが難しい方に対しアウトリーチ等による個別支援を行った。	D	生活支援課
43	母子・父子自立支援員設置事業	自殺する可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行った。 また、スマートフォン及びタブレットを導入し、SNSやオンライン相談に対応できる体制を整備した結果、コロナ禍でも相談が行いやすい環境を整えることができた。	A	子育て支援課
44	家庭児童相談員設置事業	自殺する可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行った。	A	子育て支援課
45	教育相談	指導係、スクールサポーターと連携して取り組むことができた。 また、情報の共有と支援の方向性を確認しながら常に取り組むことができた。	D	学校教育課
46	民生・児童委員活動	同じ住民という立場から、あらゆる生活上の相談に応じ、関係機関との連携を図った。	A	社会・障がい者福祉課

NO	事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
③心身の健康に関する支援の充実				
47	各種健（検）診事業	がん検診は、受付を30分ごとに設定し、待ち時間の短縮を図り受診しやすい環境を整備した、また、受診率向上のため、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳を対象に勧奨通知を実施し、未受診者に対して再勧奨を実施した。 特定健診は、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら受診ができる環境づくりを整え、ポスター・チラシ等の啓発に加え個別通知による受診勧奨や電話による受診勧奨を実施した。 令和4年度からは従来の継続受診者は無料という施策に加え、節目年齢（40歳・50歳・60歳）は無料という施策で受診率向上に取り組んだ。	D	健幸保健課
				健幸保健課
48	重複多受診者訪問指導	国保連への委託事業として、医療機関へ頻回又は重複受診している、60歳～74歳の国保被保険者に対して、専門の保健師等が適正受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復に関する支援を行った。	A	医療保険課
49	各種健康相談	市内に住所を有する40-64歳の方を対象に、保健師・栄養士・運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行い、必要時には、メンタルヘルスの対処法など、自殺予防啓発を行った。 不登校等について把握した場合は、関係機関に連絡し、対応を求めた。	A	健幸保健課
④妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実				
50	母子健康手帳交付・妊婦健康診査	母子健康手帳交付時のアンケートや妊娠中の電話・訪問等により妊婦の心身の状態を把握することで、産後うつなど支援を必要とする対象者を早期発見し、その後の支援につなげた。	D	子育て支援課
51	新生児等訪問・乳幼児健診・育児相談	新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、電話での面談など支援方法の選択を増やししながら、緊急性や状況から個別対応を継続した。訪問は、産後ケアなどアウトリーチされ専門的に支援ができるようになり他機関との連携につながった。健診後4か月児健診の第1子に対しては必ず電話入れを行い、早期からのかわりでの今後の支援につなげていく。また、未受診者対策についても早めの電話入れ、訪問を行い把握に努めた。育児相談については、通常の育児相談とオンライン相談で対応実施し、どこからでも相談できるようになり、里帰り先からの利用などニーズに応じた対応にとめた。	A	子育て支援課
52	言語相談・心理相談・運動相談・医師相談	就学前の児のうち発達面に支援の必要な児の保護者や保育者に対し、相談の場を提供した。令和元年度から令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や縮小に至った。 （育成指導事業（集団）は令和3年度から廃止）	D	子育て支援課
⑤自殺未遂者（ハイリスク者）への支援				
53	自殺未遂者支援研修	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所などが実施する自殺未遂者支援研修（新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は中止、令和3年度及び令和4年度はWEB会議）に職員が参加した。	A	健幸保健課
⑥遺された人への支援				
54	自死遺族に対する相談窓口の周知	本庁および各支所の窓口に自死遺族のための法律相談パンフレットを設置し、相談窓口の周知に努めた。 HPで、福岡県が実施する相談日の掲載を行った。	E	健幸保健課

【成果指標の状況】

指 標		現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	判定	担当課	
【4】 生きることの促進要因への支援							
1	がん検診精密受診率 (※)	胃がん	91.9%	90.0%	95.0%	A	健幸保健課
		肺がん	86.9%	90.0%	87.4%	C	
		大腸がん	76.9%	90.0%	82.9%	C	
		前立線がん	74.4%	90.0%	81.3%	C	
		子宮頸がん	81.0%	90.0%	80.6%	D	
		乳がん	91.6%	95.0%	96.1%	A	
2	母子・父子自立支援年間相談件数	279件	380件	491件	A	子育て支援課	
3	家庭児童年間相談件数	2,254件	2,500件	4,553件	A	子育て支援課	
4	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	81.5%	90.0%	87.6%	B	健幸保健課	
5	子育て世代包括支援事業支援プラン年間作成数	148件	150件	115件	D	健幸保健課	

※がん検診精密受診率の現状値は平成29年度の値、結果は令和3年度の値

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー等の年間相談数と不登校児童生徒の復帰率は目標値を達成しています。引き続き児童生徒が困難やストレスに直面した際に相談・支援できる体制を強化する必要があります。

【取組の状況】

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
SOSの出し方に関する教育の実施			
【再掲】健康に関する出前講座	市内に住所を有する40～64歳を対象に、保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行うために一般健康教育（生活習慣病予防）を実施した。	A	健幸保健課
【再掲】教職員向け研修	生徒指導担当者・生徒指導主事研修会を実施し、SSWの役割を教師が理解し、不登校児童生徒に対してSSWと連携した対応ができた。令和4年度から不登校児童生徒が在籍する学校すべてで、マンツーマン方式を活用し、組織的な児童生徒に対する支援ができた。	A	学校教育課
SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化			
学習支援ボランティア事業	小学校、児童クラブ、幼稚園等の教育関係機関の申請に応じてボランティア登録者を派遣した。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で件数が減少した。	B	生涯学習課
スクールソーシャルワーカー等配置事業	学校からの派遣要請に対し、時間調整を行いながら、適宜学校へ派遣することができた。また、子育て支援課、SSW、SCと、情報の共有を行い、児童生徒、保護者への支援ができた。	A	学校教育課
登校サポートボランティア派遣	学校に対して、サポーターの活用方法などを具体的に示し、利用についての周知を徹底して行った。学校からは、児童生徒の状況に応じて派遣申請書を提出していただき、サポーターを派遣した。	D	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	学校と適応指導教室が連携し、教材の選択などを行い、個に応じた指導カリキュラムの提供を行った。	A	学校教育課

【成果指標の状況】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	判定	担当課
【5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育					
1 スクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラー等の年間相談数	1,000件	1,000件	2,989件	A	学校教育課
2 不登校児童生徒の復帰率	25.0%	25.0%	60.0%	A	学校教育課

【2】重点施策

（1）勤務者・経営者対策

若年者を安定的な職業へ導くために、就職支援専門員による就職相談窓口を県と共同で、ワンストップサービスセンターe-ZUKAとして設置しています。

今後は、相談窓口の周知や就職相談においてオンラインを活用するなど、気軽に相談できる体制を整備する必要があります。

また、経営者の経営再開や融資の返還等の相談を行うとともに、中小企業融資制度の見直しに伴う新規融資制度の周知を図っていく必要があります。

【取組の状況】

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進			
職員の健康管理事務	職員総合健診、産業医及び保健師による健康相談、面談、ストレスチェックを実施した。	A	人事課
【再掲】健康に関する出前講座	市内に住所を有する40～64歳を対象に、保健師、栄養士、運動指導員などが健康に関する指導及び助言を行うために一般健康教育（生活習慣病予防）を実施した。	A	健幸保健課
【再掲】メンタルヘルス研修	住民からの相談に応じる市役所職員に対して、外部講師によるメンタルヘルス研修を実施した。	A	人事課
【再掲】求職者支援事業	若年者を安定的な職業へ導くために、就職支援専門員（アドバイザー）による就職相談窓口を県と共同で、ワンストップサービスセンターe-ZUKAとして設置した。 求職者に対する情報提供、履歴書の添削、セミナーの開催、職業紹介業務等を実施した。 本庁においても、週1回の個別就職相談を実施しており、ワンストップサービスセンターe-ZUKAにおける広報等も実施した。	D	商工観光課
②勤務者および経営者に対する相談・支援事業の実施			
中小企業支援融資事業	中小企業融資制度の見直し（廃止や新規融資創設）を行うために、金融機関に聞き取り調査を実施し、その意見をもとに、中小企業融資制度審議会を開催した。	D	商工観光課

【成果指標の状況】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	判定	担当課
【1】勤務者・経営者対策					
1 飯塚市職員に対する健康管理の実施	職員総合健診 年1回 産業医面談 月2回 保健師相談 週1回	職員総合健診 年1回 産業医面談 月2回 保健師相談 週1回以上	職員総合健診 年1回 産業医面談 月2回 保健師相談 週1回	A	人事課
2 求職者支援事業における若年者の年間就職者数	37件	55件	38件	D	商工観光課

(2) 生活困窮者対策

本市では、様々な問題を抱えている生活困窮者に対して、関係機関と連携しながら、相談対応の実施や支援に関わる制度の運用、一人ひとりのケースに応じた支援を行ってきました。今後も制度の周知を図っていくとともに、生活自立支援相談室等において受け付ける相談者は、複合的な課題を抱えている可能性があるという共通認識のもと、関係機関が連携して支援を行っていく必要があります。

【取組の状況】

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
①相談支援および生活支援の充実			
生活保護事業	生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長支援を行った 生活保護の申請受付、要否判定により、被保護者に対する保護費の支給及び自立支援を行った。 すでに生活保護を受給者している方についてはケースワーカー等を通じて個々の状況に応じた適切な支援を行った。	E	生活支援課
住居確保給付金事業	生活自立支援相談室において、離職や休業等により住居を失った、あるいは失うおそれのある生活困窮者からの住居確保給付金の相談、申請受付を行い、賃貸住宅等の家賃相当額の給付を行った。 また、支給が決定した方には早期自立のため就労支援を行った。	E	生活支援課
生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、土曜日に市内2か所の会場において学習支援、生活指導ならびに食育等の支援を実施した。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催数が減少したが、令和4年度はリモートによる参加を可能とし参加者数を増やすことができた。	D	生活支援課
【再掲】求職者支援事業	若年者を安定的な職業へ導くために、就職支援専門員（アドバイザー）による就職相談窓口を県と共同で、ワンストップサービスセンターe-ZUKAとして設置した。 求職者に対する情報提供、履歴書の添削、セミナーの開催、職業紹介業務等を実施した。 本庁においても、週1回の個別就職相談を実施しており、ワンストップサービスセンターe-ZUKAにおける広報等も実施した。	D	商工観光課
【再掲】納付相談	病気や失業等やむを得ない理由で、納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げた。	E	税務課 等
【再掲】消費生活センター事業	消費生活上の問題を抱える市民に相談事業を実施した。	A	市民活動支援課
【再掲】無料法律相談事業	法律問題を抱える市民に相談事業を実施した。	D	市民活動支援課
【再掲】生活困窮者自立相談支援事業	生活自立支援相談室において生活困窮者（失業者、多重債務者等）からの相談受付を実施し、自立支援のためのプラン作成や家計収支の分析や、家計再生プランの作成等による家計改善支援、関係機関への同行支援等を行った。 また、新たに生活困窮者就労準備支援事業を開始し専任の支援員の配置を行い、様々な理由ですぐには就職することが難しい方に対しアウトリーチ等による個別支援を行った。	D	生活支援課

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
②居場所づくりや生活支援の充実			
【再掲】 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、土曜日に市内2か所の会場において学習支援、生活指導ならびに食育等の支援を実施した。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催数が減少したが、令和4年度はリモートによる参加を可能とし参加者数を増やすことができた。	D	生活支援課

【成果指標の状況】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	判定	担当課
【2】生活困窮者対策					
1 生活自立支援相談室における新規相談受付件数	188件	246件	286件	A	生活支援課

(3) 高齢者対策

高齢者は身体機能の低下から閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤独・孤立に陥りやすいことから、地域とのつながりを保つための取組や地域包括ケアシステムの構築に関わる取組、健康づくり・介護予防に関わる取組等を推進してきました。しかし、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・規模縮小等を余儀なくされた事業も少なくありません。

今後も新型コロナウイルス感染症対策の動向を踏まえ、高齢者のこころの健康と身体機能の向上を図ることが必要です。加えて、高齢者の暮らしを支える人材の育成を推進することが求められます。

【取組の状況】

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
①包括的な支援のための連携の推進			
地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる体制を構築するため、日常生活圏域に「地域包括支援センター」を設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を提供した。	A	高齢介護課
【再掲】 地域福祉ネットワーク活動推進事業	市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図った。	B	高齢介護課
【再掲】 ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	市内団体と見守り協定を締結しており、協定先団体からの通報実績は令和元年度から令和4年度では0件であったが、年間を通じて、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実に努めた。	D	高齢介護課
【再掲】 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	事案発生時には、飯塚警察署や防災安全課と連携し、配信を行い、迅速な対応を行った。	D	高齢介護課
②地域における要介護者に対する支援			
飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集事業	ごみ出し支援と安否確認を適正に行い、サービスの周知のため関係団体等での説明会を実施した。	A	環境対策課
認知症高齢者等位置検索システム事業	年間1～2名の利用者があった。	D	高齢介護課
認知症サポーター養成講座	令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により目標を下回っていたが、令和4年度では認知症サポーター養成講座を28回開催、延べ650人が受講し、地域において認知症に関する理解の普及を促進した。	B	高齢介護課
権利擁護事業	高齢者の権利を擁護するため、関係機関と連携して事実確認、対処の検討を行い、個別案件ごとの保護、見守り、助言などの対応を行った。	A	高齢介護課

事業名	令和元～令和4年度の取組	評価	担当課
③高齢者の健康不安に対する支援			
緊急通報システム事業	緊急通報システム事業の利用者に対し、緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことで、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図った。	D	高齢介護課
【再掲】 介護予防教室	転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室、ケアランボリン教室を実施することができた。	A	高齢介護課
【再掲】 フレイル予防事業	転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室、ケアランボリン教室、フレイル予防教室を実施することができた。	A	健幸保健課 高齢介護課
④社会参加の強化と孤独・孤立の予防			
老人クラブ事業費補助金交付事業	市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部（5つ）へ補助金を交付した。	A	高齢介護課
配食サービス事業	年間約8～9万食の配食サービスを実施し、約500～600名の利用者に対して安否確認を行った。	D	高齢介護課
福祉電話設置事業	年間21～24名の者に対し、電話加入権の貸与を実施し、高齢者の孤立化防止、コミュニケーション手段として活用されている。	A	高齢介護課
みんなの健康・福祉のつどい	「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出展するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行った。（令和2年度及び令和3年度は実施なし）	D	健幸保健課
認知症カフェ	令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、カフェの開催数は減少したが、延べ参加人数は年々増加しており、認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方に気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供できた。	D	高齢介護課
フレイル予防事業	転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室、ケアランボリン教室、フレイル予防教室を実施することができた。	A	健幸保健課 高齢介護課

【成果指標の状況】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	判定	担当課
【3】 高齢者対策					
1 介護予防教室の実施会場数	24か所	24か所	39か所	A	高齢介護課
2 認知症サポーター年間受講者数	855人	1,000人	650人	D	高齢介護課

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それぞれにおいて強力かつ総合的に推進することが重要です。

行政の最大の責務は住民の命を守ることであり、自殺対策はまさに住民の命を守る取組そのものです。誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるようにするため、市全体の取組として自殺対策を推進していきます。

これらの考え方に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、本計画の基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

『誰も自殺に追い込まれることのない飯塚市の実現』

2 基本指針

基本理念の実現を目指すため、自殺総合対策における基本認識、国の大綱、福岡県自殺対策計画等を踏まえ、次の6つの基本指針に基づいて、総合的な自殺対策に取り組みます。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが重要です。双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。

今後、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれの自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進するため、①個人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、②問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、③法律、大綱、計画等の枠組の整備や修正に関わる「社会制度のレベル」、それぞれにおいて有機的に連動させます。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合における「事後対応」の、それぞれの段階ごとに効果的な施策を講じます。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

本市の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市のみならず、国、県、関係団体、民間団体、企業、住民一人ひとりが連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、情報を共有化することで、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、市、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

3 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進し、適切な支援や相談しやすい地域づくりを目指します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

身近な地域で支え手となる市民を増やし、様々な分野の専門家や関係者に自殺対策の視点を持ってもらうための研修等を強化します。

基本施策3 市民への啓発と周知

行政と市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、また講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことで、生きることの包括的な支援として取組を幅広く推進します。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）を進めていきます。

4 重点施策

重点施策では、本市の過去5年間の自殺者のプロフィールによる分析の結果、明らかとなった自殺のハイリスク層である「勤務者・経営者」「高齢者」「生活困窮者・無職者・失業者」に焦点を絞って取り組み、自殺のリスクを低下させ、自殺者の減少につなげます。

重点施策1 勤務者・経営者対策

職場におけるメンタルヘルスを推進するとともに、勤務者及び経営者に対する相談事業を実施します。

重点施策2 高齢者対策

生きがいつくりや地域包括ケアシステムの構築など様々な取組を実施して、高齢者が安心して生活できる地域づくりを進めます。

重点施策3 生活困窮者対策

多分野の関係機関の連携等、生活困窮に陥った人への生きることの包括的な支援体制の構築を図ります。あわせて、生活困窮に陥っているにもかかわらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱えこみかねない人を支援につなぐ取組を強化します。

重点施策4 無職者・失業者対策

無職者・失業者は、就労、経済、障がい、人間関係などの問題を抱えている場合があり、社会的に孤立しやすい傾向にあるため、様々な生活上の問題に関する相談に対応し、無職者・失業者への包括的な支援を推進します。

5 施策の体系

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない
飯塚市の実現

【基本指針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

【数値目標】

平成 27 年の自殺死亡率 20.58 を
令和 8 年までに 30% 減少の 14.4 以下とする

基本施策

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

基本施策 3 市民への啓発と周知

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

【重点施策】

～自殺のハイリスク層～

勤務者・経営者

高齢者

生活困窮者

無職者・失業者

第5章 いのち支える自殺対策における取組

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進においては、その担い手となる人材や関係機関が連携し、各地域の実情に合わせた支援をすることが必要となります。自殺リスクの高い人だけでなく、何らかの支援が必要な人を早期に発見し、具体的な支援へとつなげ、自殺リスクへとつながる前に問題解決を図れる体制を構築することが求められます。市をあげた自殺対策の推進においては、行政、関係団体、市民等が密接に連携を図ることが重要であるため、地域におけるネットワークの強化に努めます。

事業名	内容	担当課
飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会	庁内横断的な連携体制を整え、自殺対策を総合的に推進するために、計画の決定及び変更を行います。計画策定後は、諸施策の調整や連携を行い、計画の進捗状況を管理します。	健幸保健課
飯塚市健康づくり・食育推進協議会	保健、医療、福祉、職域、教育等の関係機関で構成される協議会で、地域全体での心の健康づくりとともに自殺対策の取り組みについて協議を行います。	健幸保健課
飯塚市要保護児童対策地域協議会	虐待を受ける要保護児童の児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のため地域の保健医療・福祉、教育、警察、救急、人権擁護などの各関係機関との連携体制の強化を図ります。	子育て支援課
飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業	飯塚市内の子ども会活動を通じて、子どもの居場所をつくり、問題の早期発見・早期対応を図ることを目的とし、その実現に不可欠な飯塚市内の子ども会活動に関わる指導者、育成者相互の連絡協調と研修、親睦等も行います。	生涯学習課
地域福祉ネットワーク活動推進事業	市内20地区での地域福祉ネットワーク委員会の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、高齢者の見守り活動や生きがい活動や健康づくり等を推進していくことで、地域ネットワークの基盤の充実を図り、高齢者の社会参加の強化、および孤独・孤立の予防を推進します。	高齢介護課
障がい者地域自立支援ネットワーク事業	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とネットワークを構築し、自殺対策の基盤の強化を図ります。	社会・障がい者福祉課
利用者支援事業	子育て支援センターを核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見とともに多面的な子育て支援を推進します。	保育課
飯塚市青少年問題協議会	青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し、連携の強化を図ります。	子育て支援課
アルコール関連団体の支援	関係機関に対し、アルコール依存症について、知識の普及、啓発を図りつつ、飲酒行動上の問題を抱える市民の情報をキャッチし、関係機関同士で連携し支援していきます。	社会・障がい者福祉課

事業名	内容	担当課
ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各新聞販売店や九電、郵便局、保険会社等の民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図ります。	高齢介護課
認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明になった際に、地域やあらかじめ登録した事業所等の協力を得ることで、早期発見・保護につながるような支援体制の充実を図ります。	高齢介護課

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者や市民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を行います。

また、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な相談支援につなぎ、見守る役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

事業名	内容	担当課
①さまざまな職種を対象とする研修		
職員向けゲートキーパー養成事業	住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、飯塚市役所職員に地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、職員に対して自殺対策に関する研修を実施します。	健幸保健課
自殺対策研修会	福岡県精神保健センターが実施する「自殺対策研修会」に市職員が参加し、地域における自殺対策に携わる職員の資質向上を図ります。	健幸保健課
メンタルヘルス研修	住民からの相談に応じる市役所職員に対してメンタルヘルス研修を行い市民サービス及び職場のメンタルヘルス向上を図ります。	人事課
②一般住民を対象とする研修		
市民向けゲートキーパー養成事業	住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、市民に対して自殺対策に関する研修を実施します。	健幸保健課
PTAに対する教育講演会の実施	教育講演会で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めます。	生涯学習課
③学校教育・社会に関わる人への研修		
教職員向け研修	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実し、研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援についての理解を深めます。	学校教育課

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれる事態は誰にでも起こり得ることでありますが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいのが現状です。自殺やうつなどに対する正しい認識が得られるとともに、危機に直面した場合に相談窓口や専門機関、周囲の人に援助を求めることができる環境を整備することが求められます。自殺に対する正しい認識の普及を図るため、自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動を実施するとともに、講座や講演会等の機会を活用した自殺予防に関する内容の普及啓発を図ります。また、相談窓口について広く周知していきます。

事業名	内容	担当課
①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用		
自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発事業	相談窓口や自殺防止のための対応方法等を啓発、周知することで市民一人ひとりの気づきを促し、自殺防止につなげます。	健幸保健課
各種健康教育事業を活用した自殺予防啓発事業	市民の方を対象とした健康教育事業を実施するなかで、メンタルヘルスに関する知識についてチラシを配布し、啓発に努めます。	健幸保健課
②市民向け講演会・イベント等の開催		
人権啓発事業	広く人権に関する理解を深めるため、人権に関する啓発・広報活動を行う際に自殺対策の啓発も行います。	人権・同和政策課
健康に関する出前講座	身体や心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発も図ります。	健幸保健課
少年相談センター事業	街頭補導、電話相談窓口、広報啓発活動をとおして、青少年の非行防止、健全育成を図ると同時に、自殺対策の啓発も行います。	子育て支援課
みんなの健幸・福祉のつどい	子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流するなかで、健幸・スポーツ課の健康づくりコーナーにおいて自殺予防啓発チラシを配布します。	健幸保健課
【再掲】アルコール関連団体の支援	関係機関に対し、アルコール依存症について、知識の普及、啓発を図りつつ、飲酒行動上の問題を抱える市民の情報をキャッチし、関係機関同士で連携し支援していきます。	社会・障がい者福祉課
【再掲】市民向けゲートキーパー養成事業	住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、市民に対して自殺対策に関する研修を実施します。	健幸保健課
③メディアを活用した啓発		
市民への広報事業	市民が地域の情報を知る上で最も身近な媒体であるホームページや広報等を活用し、自殺対策の啓発として、相談窓口や事業等の周知を行います。	健幸保健課 情報管理課
男女共同参画推進情報・啓発事業	男女共同参画の啓発・広報活動において自殺に関する情報を取り上げること等により、市民への普及啓発を図ります。	男女共同参画推進課

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

自殺の要因となり得る事象は、心の悩みや家族関係の不和、職場の人間関係、生活困窮など、多岐にわたります。

本市においては、孤立のリスクを抱える人への居場所づくり、様々な分野における相談体制の充実、心身の健康に関する支援の充実、妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実、自殺未遂者（ハイリスク者）への支援、遺された人への支援を充実させることで、自殺対策において求められる「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を広く実践していきます。

事業名	内容	担当課
①居場所づくり活動		
図書館における情報提供	自殺対策強化月間（3月）または自殺予防週間（9月）時に自殺や自殺予防について等の図書を展示します。	生涯学習課 市立図書館
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢介護課
サン・アビリティーズいづか運営事業	心身障がい者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障がい者の自立や社会参加を促進します。	社会・障がい者福祉課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置し、子育てに伴う過度な負担に起因する自殺のリスクを察知し、早期対応につなげます。	保育課
放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブで保育し、悩みを抱えた子どもや保護者を早期発見し、必要に応じて支援機関につなぎます。	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各学校・地域との連携を深めながら積極的な学習意欲を支援する一方、高齢者や異学年など異なる年齢層者との交流をもつことにより、優しさや積極性・協調性などを身につけ、社会生活の中で必要となる「生きる力」と「心豊かな成長」を支援するために本事業を行います。また、次世代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心にすごし、多様な体験活動を行うことが出来るような一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室と連携した、総合的学習の場となることを目的として開設します。	生涯学習課
子どもの居場所づくり支援事業	市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂にかかる経費の一部を補助し、無料または低廉で食事や地域住民との交流の場を定期的に提供することにより、子どもたちの居場所づくりをすすめます。また、子ども食堂の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行うコーディネーターを配置します。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
①居場所づくり活動		
介護予防教室	高齢者が要介護状態になる事を予防するため、運動機能向上・口腔機能向上・低栄養改善・認知症予防のための教室を開催し、介護予防の普及・啓発を図ります。 また、教室が高齢者の生きがいづくりの場となることで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の早期発見、早期支援へつなげます。	高齢介護課
フレイル予防事業	地域で生活する高齢者自ら介護予防に取り組むための動機づけとしたフレイルチェックを含めた予防教室の実施、フレイル（高齢者の虚弱）予防を普及啓発する市民向け講演会、事業を支援する市民によるフレイル予防サポーター養成の開催を計画し、高齢者のフレイル予防を支援し、高齢者の社会参加を促すことで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の軽減を図ります。	健幸保健課 高齢介護課
【再掲】 少年相談センター事業	街頭補導、電話相談窓口、広報啓発活動をとおして、青少年の非行防止、健全育成を図ると同時に、自殺対策の啓発も行います。	子育て支援課
②相談体制の充実		
納付相談	病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画等を行います。また、自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている人がいる可能性があることを認識し、必要に応じて関係する支援機関につなげます。 (市税・国民健康保険税納付相談) (保育料・学童保育所利用料納付相談) (水道料金納付相談) (市有地等貸付納付相談) (後期高齢者医療保険料納付相談) (住宅使用料納付相談) (住宅新築資金等納付相談) (介護保険料納付相談) (学校給食費納付相談) (奨学資金返還金納付相談) (児童クラブ利用料納付相談)	税務課
		保育課
		企業局
		財産活用課
		医療保険課
		住宅課
		高齢介護課
		学校給食課
		教育総務課
学校教育課		
子育て世代包括支援センター事業	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、産後うつや子育てに関する相談に応じて必要な情報提供や助言を行います。また、必要に応じて保健・福祉など関係機関と連携をとりながら、良好な生育環境の実現を調整しています。	子育て支援課
求職者支援事業	就労支援は、それ自体が重要な生きる支援になり、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた方々にも対応し、解決に向けての支援を行います。	商工観光課
消費生活センター事業	消費生活上の困難を抱える人の中には生活苦から自殺リスクにつながる可能性がある人もいるため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている問題を把握し、関係機関と連携し問題解決を図ります。	市民活動支援課
無料法律相談事業	福岡県弁護士会法律相談センター及び飯塚市役所本庁舎にて無料法律相談事業を実施し、法律問題で悩む市民に対して専門家への相談機会を提供します。	市民活動支援課
女性相談事業	家庭や生活上の各種相談を女性の弁護士・相談員による面談形式で実施し、問題解決を図ります。	男女共同参画推進課

事業名	内容	担当課
②相談体制の充実		
障がい者基幹相談支援センター事業	障がいのある方、そのご家族における生活の悩みごと、仕事のこと、子どもの発達や障がい者虐待のことなどの相談を受け付け、関係機関と連携しながら、解決を目指します。	社会・障がい者福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活の困り事や不安について、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	生活支援課
母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
家庭児童相談員設置事業	家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行います。	子育て支援課
教育相談	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面で受け付け、問題解決を図ります。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	学校教育課
民生・児童委員活動	同じ住民という立場から、困難を抱えている人に気づき、最初の窓口として機能し、適切な支援機関につなげます。	社会・障がい者福祉課
③心身の健康に関する支援の充実		
各種健（検）診事業	特定健診やがん検診等を受診し、要精密検査になった方については、医療機関において検査を受診していただくように勧奨し、必要な場合には専門機関による支援につなげます。	健幸保健課
		健幸保健課
重複多受診者訪問指導	医療機関を頻回・重複受診する方に対して、訪問指導することで、日々の生活や心身の健康面での不安や問題をいち早く察知し、関係機関の支援につなぎます。	医療保険課
各種健康相談	食生活の改善や運動不足の解消など健康管理についての健康相談に対応し、健康的な生活習慣に関する知識の普及に努めます。アルコール、薬物、不登校、ひきこもりなど、専門的な相談が必要な場合は、福岡県精神保健福祉センターが実施する専門相談「アルコール・薬物相談」「思春期精神保健相談」などへつなげます。	健幸保健課
④妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実		
母子健康手帳交付・妊婦健康診査	母子健康手帳交付時のアンケートや妊娠中の電話・訪問等により妊婦の心身の状態を把握することで、産後うつなど支援を必要とする対象者を早期発見し、その後の支援につなげます。	子育て支援課
新生児等訪問・乳幼児健診・育児相談	乳幼児健診や相談・訪問等により、母子等の状態を把握するとともに、必要に応じてエジンバラ（産後うつ）質問票等の活用、産婦人科等医療機関との情報連携により、産後うつの早期発見に努め、育児の不安や悩みに対応することにより心のケアの支援につなげます。	子育て支援課
言語相談・心理相談・運動相談・医師相談	障がいや発達の遅れなど支援を必要とする保護者の相談を行います。また、育てにくさを感じる保護者に寄り添い、関わり方や特性を理解することで、育児疲れや負担の軽減を図ります。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
④妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実		
産後ケア事業	産後の心身の回復や育児不安の解消を目的に、育児支援を必要とする母子に対して、専門職によるケアを行い、身体的回復と心理的な安定を促進します。	子育て支援課
支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付事業	要保護児童連絡協議会(要対協)の支援対象児童等として登録されている子どもだけでなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安を持つ家庭等の子どもや妊婦に対して、主任児童委員及び委託事業者が訪問し、飲食物、日用品(生活必需品)等を提供することで、見守りの強化につなげます。	子育て支援課
⑤自殺未遂者（ハイリスク者）への支援		
自殺未遂者支援研修	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所などが実施する自殺未遂者支援研修に職員が参加し、自殺未遂者へのかかわり等について理解を深めます。	健幸保健課
⑥遺された人への支援		
自死遺族に対する相談窓口の周知	福岡県精神保健福祉センターが実施する遺族を対象にした相談窓口を市民に周知します。	健幸保健課

基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒が直面している悩み・ストレスや今後起こり得る課題に対応できるよう、身近にいる信頼できる大人に助けを求めることができるようにするための SOS の出し方に関する教育を、進めていきます。

事業名	内容	担当課
①SOSの出し方に関する教育の実施		
【再掲】健康に関する出前講座	身体や心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発も図ります。	健幸保健課
【再掲】教職員向け研修	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実し、研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援についての理解を深めます。	学校教育課

事業名	内容	担当課
②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化		
学習支援ボランティア事業	学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援します。	生涯学習課
スクールソーシャルワーカー等配置事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課
登校サポートボランティア派遣	不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施します。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援します。	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置、不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施を行い、不登校の早期解消を図ります。	学校教育課

重点施策 1 勤務者・経営者対策

労働者や経営者は、過重労働、職場の人間関係、経営不振等、様々な要因で悩みを抱え、心身の健康を損ないやすいとされています。

本市の有職者の自殺の割合は、無職者に比べて低い状況ですが、令和4年では37.5%を占めています。

職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、管理・監督者をはじめ労働者に対し、こころの健康づくりに関する研修会などを開催することでメンタルヘルスについての正しい知識の普及・啓発を行います。

また、ハラスメントは勤務問題に関する自殺の大きな背景要因でもあります。職域における意識啓発などを行い、職域におけるハラスメント防止対策の取り組みを支援します。

事業名	内容	担当課
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進		
職員の健康管理事務	市民の相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図るため、産業医の面談、保健師による相談窓口の設置、ストレスチェックを実施し飯塚市職員の健康管理を図ります。	人事課
【再掲】健康に関する出前講座	身体や心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発も図ります。	健幸保健課
【再掲】メンタルヘルス研修	住民からの相談に応じる市役所職員に対してメンタルヘルス研修を行い市民サービス及び職場のメンタルヘルス向上を図ります。	人事課
【再掲】求職者支援事業	就労支援は、それ自体が重要な生きる支援になり、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた方々にも対応し、解決に向けての支援を行います。	商工観光課
②勤務者および経営者に対する相談・支援事業の実施		
中小企業支援融資事業	低利の融資あっせん、中小企業に対する経営安定化に緊急助成などを行うことで、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげます。	商工観光課

重点施策2 高齢者対策

周囲の人々とのつながりの希薄化や健康問題等により、閉じこもりや孤独・孤立状態に陥ることで自殺のリスクを抱える高齢者への支援が必要です。特に、高齢者は、配偶者を含め家族や親族との死別、離別などをきっかけに孤独・孤立状態となることが多くなる傾向にあります。地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現などの施策と連動した事業の展開を図り、高齢者の健康づくり、孤独・孤立の予防につながる社会参加機会の充実等に取り組みます。

事業名	内容	担当課
①包括的な支援のための連携の推進		
地域包括支援センター運営事業	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を続けていくことができるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化に向け、その一翼を担う機関として市内11カ所に地域包括支援センターを設置し、医療や介護の悩みなど、日常生活における様々な相談対応や支援に努めます。	高齢介護課
【再掲】 地域福祉ネットワーク活動推進事業	市内20地区での地域福祉ネットワーク委員会の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、高齢者の見守り活動や生きがい活動や健康づくり等を推進していくことで、地域ネットワークの基盤の充実を図り、高齢者の社会参加の強化、および孤独・孤立の予防を推進します。	高齢介護課
【再掲】 ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各新聞販売店や九電、郵便局、保険会社等の民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図ります。	高齢介護課
【再掲】 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明になった際に、地域やあらかじめ登録した事業所等の協力を得ることで、早期発見・保護につながるような支援体制の充実を図ります。	高齢介護課
②地域における要介護者に対する支援		
飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集事業	独力でのゴミ出しが困難な高齢者および障がい者に対して、戸別訪問を行い、ごみ出し支援をすることで心身の負担軽減を図ります。	環境対策課
認知症高齢者等位置検索システム事業	認知症による徘徊行動がある高齢者又は若年性認知症の方の介護者にGPSによる徘徊検索システム機の購入又はレンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的な負担軽減を図ります。	高齢介護課
認知症サポーター養成講座	認知症の方やその家族の方が安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者としての役割を担う認知症サポーターを養成します。	高齢介護課
権利擁護事業	虐待を受けたり、悪質商法の被害にあうなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、関係機関と連携して高齢者の権利擁護に努めます。	高齢介護課

事業名	内容	担当課
③高齢者の健康不安に対する支援		
緊急通報システム事業	発作性の心疾患等により、健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせる為の緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。	高齢介護課
【再掲】 介護予防教室	高齢者が要介護状態になる事を予防するため、運動機能向上・口腔機能向上・低栄養改善・認知症予防のための教室を開催し、介護予防の普及・啓発を図ります。 また、教室が高齢者の生きがいづくりの場となることで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の早期発見、早期支援へつなげます。	高齢介護課
【再掲】 フレイル予防事業	地域で生活する高齢者自ら介護予防に取り組むための動機づけとしたフレイルチェックを含めた予防教室の実施、フレイル（高齢者の虚弱）予防を普及啓発する市民向け講演会、事業を支援する市民によるフレイル予防サポーター養成の開催を計画し、高齢者のフレイル予防を支援し、高齢者の社会参加を促すことで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の軽減を図ります。	健幸保健課 高齢介護課
④社会参加の強化と孤独・孤立の予防		
老人クラブ事業 費補助金交付事業	老人クラブ（おおむね60歳以上の住民が仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり等を目的とする団体）への活動を支援することにより、地域の高齢者の活発な活動を促します。	高齢介護課
配食サービス事業	主に栄養改善の必要がある単身又は高齢者のみの世帯に対し、夕食の配達を行うとともに利用者の安否確認に努めます。	高齢介護課
福祉電話設置事業	単身又は高齢者のみの世帯で、通信手段の確保が困難な住民税非課税世帯に、電話加入権を貸与し、緊急連絡手段、コミュニケーションの確保を図ります。	高齢介護課
【再掲】 みんなの健幸 ・福祉のつどい	子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流するなかで、健幸・スポーツ課の健康づくりコーナーにおいて自殺予防啓発チラシを配布します。	健幸保健課
【再掲】 認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢介護課
【再掲】 フレイル予防事業	地域で生活する高齢者自ら介護予防に取り組むための動機づけとしたフレイルチェックを含めた予防教室の実施、フレイル（高齢者の虚弱）予防を普及啓発する市民向け講演会、事業を支援する市民によるフレイル予防サポーター養成の開催を計画し、高齢者のフレイル予防を支援し、高齢者の社会参加を促すことで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の軽減を図ります。	健幸保健課 高齢介護課

重点施策3 生活困窮者対策

生活困窮の背景においては、多重債務、失業、介護、身体疾患、精神疾患、知的障がいや身体障がい、虐待などの多様な問題を、複合的に抱えていることが少なくありません。様々な要因に対し、適切な支援へとつなげ、社会的に孤立しないような環境を整えることが重要です。

生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門等が連携しながら、包括的な支援体制の構築を図ります。

事業名	内容	担当課
①相談支援および生活支援の充実		
生活保護事業	相談者や家族の状況を把握し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障します。また、生活保護申請者で保護開始決定までの食糧に窮している方に対し、民間団体等の事業を活用した、一時的な食糧提供等の支援を行います。	生活支援課
住居確保給付金事業	経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	生活支援課
生活困窮者就労準備支援事業	自立相談支援事業の就労支援までの段階に至っておらず直ちに就職活動が出来ない方を対象として、社会人に最低限求められる「日常生活の自立」「社会生活の自立」「就労活動の自立」のための訓練を実施し、就職活動ができる状態まで引き上げ、将来的な自立に向けた支援を行います。	生活支援課
生活困窮世帯の子ども学習・生活支援事業	世帯の家庭環境や本人の複合的な課題を把握し学習支援及び生活指導を行いながら生活習慣の改善を図り、居場所づくりを行うことで貧困の連鎖防止につなげます。	生活支援課
【再掲】求職者支援事業	就労支援は、それ自体が重要な生きる支援になり、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた方々にも対応し、解決に向けての支援を行います。	商工観光課
【再掲】納付相談	(市税・国民健康保険税納付相談) (保育料・学童保育所利用料納付相談) (水道料金納付相談) (市有地等貸付納付相談) (後期高齢者医療保険料納付相談) (住宅使用料納付相談) (住宅新築資金等納付相談) (介護保険料納付相談) (学校給食費納付相談) (奨学資金返還金納付相談) (児童クラブ利用料納付相談)	税務課
		保育課
		企業局
		財産活用課
		医療保険課
		住宅課
		高齢介護課
		学校給食課
		教育総務課
学校教育課		

事業名	内容	担当課
①相談支援および生活支援の充実		
【再掲】消費生活センター事業	消費生活上の困難を抱える人の中には生活苦から自殺リスクにつながる可能性がある人もいるため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている問題を把握し、関係機関と連携し問題解決を図ります。	市民活動支援課
【再掲】無料法律相談事業	福岡県弁護士会法律相談センター及び飯塚市役所本庁舎にて無料法律相談事業を実施し、法律問題で悩む市民に対して専門家への相談機会を提供します。	市民活動支援課
【再掲】生活困窮者自立相談支援事業	生活の困り事や不安について、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	生活支援課
②居場所づくりや生活支援の充実		
【再掲】生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	世帯の家庭環境や本人の複合的な課題を把握し学習支援及び生活指導を行いながら生活習慣の改善を図り、居場所づくりを行うことで貧困の連鎖防止につなげます。	生活支援課
【再掲】子どもの居場所づくり支援事業	市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂にかかる経費の一部を補助し、無料または低廉で食事や地域住民との交流の場を定期的に提供することにより、子どもたちの居場所づくりをすすめます。また、子ども食堂の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行うコーディネーターを配置します。	子育て支援課

重点施策 4 無職者・失業者対策

本市の無職者の内、20歳から59歳の自殺者数は、2017年から2021年までの5年間で33人となっています。自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職や長期休業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の疾病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。様々な生活上の問題に関する相談に対応し、無職者・失業者への包括的な支援を推進します。

事業名	内容	担当課
①相談支援および生活支援の充実		
【再掲】 納付相談	<p>病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画等を行います。また、自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている人がいる可能性があることを認識し、必要に応じて関係する支援機関につなげます。</p> <p>(市税・国民健康保険税納付相談) (保育料・学童保育所利用料納付相談) (水道料金納付相談) (市有地等貸付納付相談) (後期高齢者医療保険料納付相談) (住宅使用料納付相談) (住宅新築資金等納付相談) (介護保険料納付相談) (学校給食費納付相談) (奨学資金返還金納付相談) (児童クラブ利用料納付相談)</p>	税務課 保育課 企業局 財産活用課 医療保険課 住宅課 高齢介護課 学校給食課 教育総務課 学校教育課
【再掲】 消費生活センター事業	消費生活上の困難を抱える人の中には生活苦から自殺リスクにつながる可能性がある人もいるため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている問題を把握し、関係機関と連携し問題解決を図ります。	市民活動支援課
【再掲】 無料法律相談事業	福岡県弁護士会法律相談センター及び飯塚市役所本庁舎にて無料法律相談事業を実施し、法律問題で悩む市民に対して専門家への相談機会を提供します。	市民活動支援課
【再掲】 求職者支援事業	就労支援は、それ自体が重要な生きる支援になり、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた方々にも対応し、解決に向けての支援を行います。	商工観光課
【再掲】 生活困窮者自立相談支援事業	生活の困り事や不安について、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	生活支援課
【再掲】 生活保護事業	相談者や家族の状況を把握し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障します。また、生活保護申請者で保護開始決定までの食糧に窮している方に対し、民間団体等の事業を活用した、一時的な食糧提供等の支援を行います。	生活支援課
【再掲】 住居確保給付金事業	経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	生活支援課
【再掲】 生活困窮者就労準備支援事業	自立相談支援事業の就労支援までの段階に至っておらず直ちに就職活動が出来ない方を対象として、社会人に最低限求められる「日常生活の自立」「社会生活の自立」「就労活動の自立」のための訓練を実施し、就職活動ができる状態まで引き上げ、将来的な自立に向けた支援を行います。	生活支援課

基本施策・重点施策の指標

(1) 基本施策

指 標		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	担当課	
【1】 地域におけるネットワークの強化					
1	飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会年間開催回数	1回	1回以上	健幸保健課	
2	飯塚市健康づくり・食育推進協議会年間開催回数	1回	4回	健幸保健課	
3	福祉委員による年間訪問回数	36,447回	47,500回	高齢介護課	
4	飯塚市要保護児童連絡協議会年間開催回数	11回	11回	子育て支援課	
5	飯塚市青少年問題協議会年間開催回数	1回	2回	子育て支援課	
6	障がい者地域自立支援ネットワーク事業主催会議年間開催回数	102回	110回	社会・障がい者福祉課	
7	飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業年間開催回数	14回	16回	生涯学習課	
【2】 自殺対策を支える人材の育成					
1	職員向けゲートキーパー養成講座年間開催回数	0回	1回以上	健幸保健課	
2	職員向けメンタルヘルス研修年間開催回数	1回	1回	健幸保健課	
【3】 市民への啓発と周知					
1	市民向けゲートキーパー養成講座年間開催回数	1回	1回以上	健幸保健課	
2	講座受講者アンケートで「自殺予防等の理解が深まった」と回答した人の割合	91%	90%以上	健幸保健課	
3	市報年間掲載回数、ホームページ年間更新回数	市報 2回 HP 1回	市報 2回 HP 2回	健幸保健課	
【4】 生きることの促進要因への支援					
1	がん検診精密受診率 (※)	胃がん	95.0%	95.0%	健幸保健課
		肺がん	87.4%	90.0%	
		大腸がん	82.9%	90.0%	
		前立線がん	81.3%	90.0%	
		子宮頸がん	80.6%	90.0%	
		乳がん	96.1%	95.0%	
2	母子・父子自立支援年間相談件数	491件	500件	子育て支援課	
3	家庭児童年間相談件数	4,553件	4,000件	子育て支援課	
4	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	87.6%	90.0%	健幸保健課	
5	子育て世代包括支援事業支援プラン年間作成数	115件	150件	健幸保健課	
【5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育					
1	スクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラー等の年間相談数	2,989件	3,000件	学校教育課	
2	不登校児童生徒の復帰率	60.0%	60.0%	学校教育課	

※がん検診精密受診率の現状値は、令和3年度の値

(2) 重点施策

指標		結果 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	担当課
【1】勤務者・経営者対策				
1	飯塚市職員に対する健康管理の実施	職員総合健診 年1回 産業医面談 月2回 保健師相談 週1回	職員総合健診 年1回 産業医面談 月2回 保健師相談 週1回以上	人事課
2	中小企業支援融資事業年間相談件数	1件	4件	商工観光課
【2】高齢者対策				
1	介護予防教室の実施会場数	39か所	39か所	高齢介護課
2	認知症サポーター年間受講者数	650人	800人	高齢介護課
【3】生活困窮者対策				
1	生活自立支援相談室における新規相談受付件数	286件	400件	生活支援課
【4】無職・失業者対策				
1	求職者支援事業における若年者の年間就職者数	38件	55件	商工観光課

生きる支援関連施策一覧

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策			
					地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支援する人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策
1	メンタルヘルス研修	住民からの相談に応じる市役所職員に対してメンタルヘルス研修を行い市民サービス及び職場のメンタルヘルス向上を図ります。	継続	人事課		●				●			
2	職員の健康管理事務	市民の相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図るため、産業医の面談、保健師による相談窓口の設置、ストレスチェックを実施し飯塚市職員の健康管理を図ります。	継続	人事課						●			
3	納付相談	<p>病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画等を行います。また、自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている人がいる可能性があることを認識し、必要に応じて関係する支援機関につなげます。</p> <p>(市税・国民健康保険税納付相談) (保育料・学童保育所利用料納付相談) (水道料金納付相談) (市有地等貸付納付相談) (後期高齢者医療保険料納付相談) (住宅使用料納付相談) (住宅新築資金等納付相談) (介護保険料納付相談) (学校給食費納付相談) (奨学資金返還金納付相談) (児童クラブ利用料納付相談)</p>	継続	税務課 保育課 企業局 財産活用課 医療保険課 住宅課 高齢介護課 学校給食課 教育総務課 学校教育課				●			●	●	

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策				
					ワ地域におけるネット	自殺対策を支える人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策	
4	人権啓発事業	広く人権に関する理解を深めるため、人権に関する啓発・広報活動を行う際に自殺対策の啓発も行います。	継続	人権・同和政策課			●							
5	男女共同参画推進情報・啓発事業	男女共同参画の啓発・広報活動において自殺に関する情報を取り上げること等により、市民への普及啓発を図ります。	継続	男女共同参画推進課			●							
6	女性相談事業	家庭や生活上の各種相談を女性の弁護士・相談員による面談形式で実施し、問題解決を図ります。	継続	男女共同参画推進課				●						
7	飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会	庁内横断的な連携体制を整え、自殺対策を総合的に推進するために、計画の決定及び変更を行います。計画策定後は、諸施策の調整や連携を行い、計画の進捗状況を管理します。	継続	健幸保健課	●									
8	飯塚市健康づくり・食育推進協議会	保健、医療、福祉、職域、教育等の関係機関で構成される協議会で、地域全体での心の健康づくりとともに自殺対策の取り組みについて協議を行います。	継続	健幸保健課	●									
9	職員向けゲートキーパー養成事業	住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、飯塚市役所職員に地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、職員に対して自殺対策に関する研修を実施します。	継続	健幸保健課		●								
10	自殺対策研修会	福岡県精神保健センターが実施する「自殺対策研修会」に市職員が参加し、地域における自殺対策に携わる職員の資質向上を図ります。	継続	健幸保健課		●								

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策				
					ワ地域におけるネット	材自殺対策を支える人	市民への啓発と周知	因へへの支援	生きることの促進要	出児童生徒のSOSの教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策
11	市民向けゲートキーパー養成事業	住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるよう、市民に対して自殺対策に関する研修を実施します。	継続	健幸保健課		●	●							
12	自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発事業	相談窓口や自殺防止のための対応方法等を啓発、周知することで市民一人ひとりの気づきを促し、自殺防止につなげます。	継続	健幸保健課			●							
13	各種健康教育事業を活用した自殺予防啓発事業	市民の方を対象とした健康教育事業を実施するなかで、メンタルヘルスに関する知識についてチラシを配布し、啓発に努めます。	継続	健幸保健課			●							
14	健康に関する出前講座	身体や心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発も図ります。	継続	健幸保健課			●		●	●				
15	みんなの健康・福祉のつどい	子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流するなかで、健幸・スポーツ課の健康づくりコーナーにおいて自殺予防啓発チラシを配布します。	継続	健幸保健課			●				●			
16	市民への広報事業	市民が地域の情報を知る上で最も身近な媒体であるホームページや広報等を活用し、自殺対策の啓発として、相談窓口や事業等の周知を行います。	継続	健幸保健課			●							
				情報管理課										

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策				
					地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支える人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策	
17	フレイル予防事業	地域で生活する高齢者自ら介護予防に取り組むための動機づけとしたフレイルチェックを含めた予防教室の実施、フレイル（高齢者の虚弱）予防を普及啓発する市民向け講演会、事業を支援する市民によるフレイル予防サポーター養成の開催を計画し、高齢者のフレイル予防を支援し、高齢者の社会参加を促すことで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の軽減を図ります。	継続	健幸保健課 高齡介護課				●				●		
18	各種健（検）診事業	特定健診やがん検診等を受診し、要精密検査になった方については、医療機関において検査を受診していただくように勧奨し、必要な場合には専門機関による支援につなげます。	継続	健幸保健課				●						
19	各種健康相談	食生活の改善や運動不足の解消など健康管理についての健康相談に対応し、健康的な生活習慣に関する知識の普及に努めます。アルコール、薬物、不登校、ひきこもりなど、専門的な相談が必要な場合は、福岡県精神保健福祉センターが実施する専門相談「アルコール・薬物相談」「思春期精神保健相談」などへつなげます。	継続	健幸保健課				●						
20	自殺未遂者支援研修	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所などが実施する自殺未遂者支援研修に職員が参加し、自殺未遂者へのかかわり等について理解を深めます。	継続	健幸保健課				●						
21	自死遺族に対する相談窓口の周知	福岡県精神保健福祉センターが実施する遺族を対象にした相談窓口を市民に周知します。	継続	健幸保健課				●						

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策			
					ワ地域におけるネット	材自殺対策を支える人材の育成	市民への啓発と周知	困生への支援	出児童生徒のSOSの教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策
22	消費生活センター事業	消費生活上の困難を抱える人の中には生活苦から自殺リスクにつながる可能性がある人もいるため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている問題を把握し、関係機関と連携し問題解決を図ります。	継続	市民活動支援課				●				●	●
23	無料法律相談事業	福岡県弁護士会法律相談センター及び飯塚市役所本庁舎にて無料法律相談事業を実施し、法律問題で悩む市民に対して専門家への相談機会を提供します。	継続	市民活動支援課				●				●	●
24	重複多受診者訪問指導	医療機関を頻回・重複受診する方に対して、訪問指導することで、日々の生活や心身の健康面での不安や問題をいち早く察知し、関係機関の支援につなぎます。	継続	医療保険課				●					
25	飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集事業	独力でのゴミ出しが困難な高齢者および障がい者に対して、戸別訪問を行い、ごみ出し支援をすることで心身の負担軽減を図ります。	継続	環境対策課							●		
26	求職者支援事業	就労支援は、それ自体が重要な生きる支援になり、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた方々にも対応し、解決に向けての支援を行います。	継続	商工観光課				●		●		●	●
27	中小企業支援融資事業	低利の融資あっせん、中小企業に対する経営安定化に緊急助成などを行うことで、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげます。	継続	商工観光課						●			

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策						
					ワ 一 ク の 強 化	地 域 に お け る ネ ッ ト	材 自 殺 対 策 を 支 え る 人	市 民 へ の 啓 発 と 周 知	因 生 き る こ と の 促 進 要 へ の 支 援	出 し 方 に 関 する 教 育	出 し 方 に 関 する 教 育	出 し 方 に 関 する 教 育	出 し 方 に 関 する 教 育	勤 務 者 ・ 経 営 者 対 策	高 齢 者 対 策	生 活 困 窮 者 対 策
28	飯塚市要保護児童対策地域協議会	虐待を受ける要保護児童の児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のため地域の保健医療・福祉、教育、警察、救急、人権擁護などの各関係機関との連携体制の強化を図ります。	継続	子育て支援課	●											
29	飯塚市青少年問題協議会	青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し、連携の強化を図ります。	継続	子育て支援課	●											
30	少年相談センター事業	街頭補導、電話相談窓口、広報啓発活動をとおして、青少年の非行防止、健全育成を図ると同時に、自殺対策の啓発も行います。	継続	子育て支援課			●	●								
31	子どもの居場所づくり支援事業	市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂にかかる経費の一部を補助し、無料または低廉で食事や地域住民との交流の場を定期的に提供することにより、子どもたちの居場所づくりをすすめます。また、子ども食堂の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行うコーディネーターを配置します。	新規	子育て支援課				●					●			
32	子育て世代包括支援センター事業	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、産後うつや子育てに関する相談に応じて必要な情報提供や助言を行います。また、必要に応じて保健・福祉など関係機関と連携をとりながら、良好な生育環境の実現を調整しています。	継続	子育て支援課				●								

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策				
					地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支える人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策	
33	利用者支援事業	子育て支援センターを核とした子育て支援施設や子育て 団体、関係機関とのネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見とともに多面的な子育て支援を推進します。	継続	保育課	●									
34	母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。	継続	子育て支援課				●						
35	家庭児童相談員設置事業	家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行います。	継続	子育て支援課				●						
36	母子健康手帳交付・妊婦健康診査	母子健康手帳交付時のアンケートや妊娠中の電話・訪問等により妊婦の心身の状態を把握することで、産後うつなど支援を必要とする対象者を早期発見し、その後の支援につなげます。	継続	子育て支援課				●						
37	新生児等訪問・乳幼児健診・育児相談	乳幼児健診や相談・訪問等により、母子等の状態を把握するとともに、必要に応じてエジンバラ（産後うつ）質問票等の活用、産婦人科等医療機関との情報連携により、産後うつの早期発見に努め、育児の不安や悩みに対応することにより心のケアの支援につなげます。	継続	子育て支援課				●						

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策				
					ワ地域におけるネットの強化	自殺対策を支える人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要 因への支援	児童生徒のSOSの 出し方に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策	
38	地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置し、子育てに伴う過度な負担に起因する自殺のリスクを察知し、早期対応につなげます。	継続	保育課				●						
39	言語相談・心理相談・運動相談・医師相談	障がいや発達の遅れなど支援を必要とする保護者の相談を行います。また、育てにくさを感じる保護者に寄り添い、関わり方や特性を理解することで、育児疲れや負担の軽減を図ります。	継続	子育て支援課				●						
40	産後ケア事業	産後の心身の回復や育児不安の解消を目的に、育児支援を必要とする母子に対して、専門職によるケアを行い、身体的回復と心理的な安定を促進します。	新規	子育て支援課				●						
41	支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付事業	要保護児童連絡協議会(要対協)の支援対象児童等として登録されている子どもだけでなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安を持つ家庭等の子どもや妊婦に対して、主任児童委員及び委託事業者が訪問し、飲食物、日用品(生活必需品)等を提供することで、見守りの強化につなげます。	新規	子育て支援課				●						
42	地域福祉ネットワーク活動推進事業	市内20地区での地域福祉ネットワーク委員会の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、高齢者の見守り活動や生きがい活動や健康づくり等を推進していくことで、地域ネットワークの基盤の充実を図り、高齢者の社会参加の強化、および孤独・孤立の予防を推進します。	継続	高齢介護課	●						●			

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策			
					ワ地域におけるネットの強化	材自殺対策を支える人材の育成	市民への啓発と周知	困る生活への支援	生きることの促進	児童生徒のSOSの教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策
43	ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各新聞販売店や九電、郵便局、保険会社等の民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図ります。	継続	高齢介護課	●						●		
44	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明になった際に、地域やあらかじめ登録した事業所等の協力を得ることで、早期発見・保護につながるような支援体制の充実を図ります。	継続	高齢介護課	●						●		
45	認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	継続	高齢介護課				●			●		
46	介護予防教室	高齢者が要介護状態になる事を予防するため、運動機能向上・口腔機能向上・低栄養改善・認知症予防のための教室を開催し、介護予防の普及・啓発を図ります。 また、教室が高齢者の生きがいづくりの場となることで、自殺リスク要因のひとつとなるうつ症状の早期発見、早期支援へつなげます。	継続	高齢介護課				●			●		
47	地域包括支援センター運営事業	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を続けていくことができるよう、地域包括ケアシステムの充実・強化に向け、その一翼を担う機関として市内11カ所に地域包括支援センターを設置し、医療や介護の悩みなど、日常生活における様々な相談対応や支援に努めます。	継続	高齢介護課							●		

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策			
					地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支える人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策
48	認知症高齢者等位置検索システム事業	認知症による徘徊行動がある高齢者又は若年性認知症の方の介護者にGPSによる徘徊検索システム機の購入又はレンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的な負担軽減を図ります。	継続	高齢介護課							●		
49	認知症サポーター養成講座	認知症の方やその家族の方が安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者としての役割を担う認知症サポーターを養成します。	継続	高齢介護課							●		
50	権利擁護事業	虐待を受けたり、悪質商法の被害にあうなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、関係機関と連携して高齢者の権利擁護に努めます。	継続	高齢介護課							●		
51	緊急通報システム事業	発作性の心疾患等により、健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせる為の緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。	継続	高齢介護課							●		
52	老人クラブ事業費補助金交付事業	老人クラブ（おおむね60歳以上の住民が仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり等を目的とする団体）への活動を支援することにより、地域の高齢者の活発な活動を促します。	継続	高齢介護課							●		
53	配食サービス事業	主に栄養改善の必要がある単身又は高齢者のみの世帯に対し、夕食の配達を行うとともに利用者の安否確認に努めます。	継続	高齢介護課							●		

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策			
					地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支える人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策
54	福祉電話設置事業	単身又は高齢者のみの世帯で、通信手段の確保が困難な住民税非課税世帯に、電話加入権を貸与し、緊急連絡手段、コミュニケーションの確保を図ります。	継続	高齢介護課							●		
55	障がい者地域自立支援ネットワーク事業	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とネットワークを構築し、自殺対策の基盤の強化を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	●								
56	アルコール関連団体の支援	関係機関に対し、アルコール依存症について、知識の普及、啓発を図りつつ、飲酒行動上の問題を抱える市民の情報をキャッチし、関係機関同士で連携し支援していきます。	継続	社会・障がい者福祉課	●		●						
57	サン・アビリティーズいづか運営事業	心身障がい者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障がい者の自立や社会参加を促進します。	継続	社会・障がい者福祉課				●					
58	障がい者基幹相談支援センター事業	障がいのある方、そのご家族における生活の悩みごと、仕事のこと、子どもの発達や障がい者虐待のことなどの相談を受け付け、関係機関と連携しながら、解決を目指します。	継続	社会・障がい者福祉課				●					
59	民生・児童委員活動	同じ住民という立場から、困難を抱えている人に気づき、最初の窓口として機能し、適切な支援機関につなげます。	継続	社会・障がい者福祉課				●					

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策			
					地域におけるネット	自殺対策を支援する人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策
60	生活困窮者自立相談支援事業	生活の困り事や不安について、支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	継続	生活支援課				●				●	●
61	生活保護事業	相談者や家族の状況を把握し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障します。また、生活保護申請者で保護開始決定までの食糧に窮している方に対し、民間団体等の事業を活用した、一時的な食糧提供等の支援を行います。	継続	生活支援課								●	●
62	住居確保給付金事業	経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	継続	生活支援課								●	●
63	生活困窮者就労準備支援事業	自立相談支援事業の就労支援までの段階に至っておらず直ちに就職活動が出来ない方を対象として、社会人に最低限求められる「日常生活の自立」「社会生活の自立」「就労活動の自立」のための訓練を実施し、就職活動ができる状態まで引き上げ、将来的な自立に向けた支援を行います。	新規	生活支援課								●	●
64	生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	世帯の家庭環境や本人の複合的な課題を把握し学習支援及び生活指導を行いながら生活習慣の改善を図り、居場所づくりを行うことで貧困の連鎖防止につなげます。	継続	生活支援課								●	

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策			
					地域におけるネットワークの強化	自殺対策を支援する人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒に関するSOSの教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策
65	教職員向け研修	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実し、研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援についての理解を深めます。	継続	学校教育課		●			●				
66	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に児童クラブで保育し、悩みを抱えた子どもや保護者を早期発見し、必要に応じて支援機関につなぎます。	継続	学校教育課				●					
67	教育相談	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面で受け付け、問題解決を図ります。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	継続	学校教育課				●					
68	スクールソーシャルワーカー等配置事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	継続	学校教育課					●				
69	登校サポートボランティア派遣	不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施します。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援します。	継続	学校教育課					●				

No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策			
					地域におけるネット	自殺対策を支援する人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策
70	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置、不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施を行い、不登校の早期解消を図ります。	継続	学校教育課					●				
71	飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業	飯塚市内の子ども会活動を通じて、子どもの居場所をつくり、問題の早期発見・早期対応を図ることを目的とし、その実現に不可欠な飯塚市内の子ども会活動に関わる指導者、育成者相互の連絡協調と研修、親睦等も行います。	継続	生涯学習課	●								
72	PTAに対する教育講演会の実施	教育講演会で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めます。	継続	生涯学習課		●							
73	図書館における情報提供	自殺対策強化月間(3月)または自殺予防週間(9月)時に自殺や自殺予防について等の図書を展示します。	継続	生涯学習課 市立図書館				●					

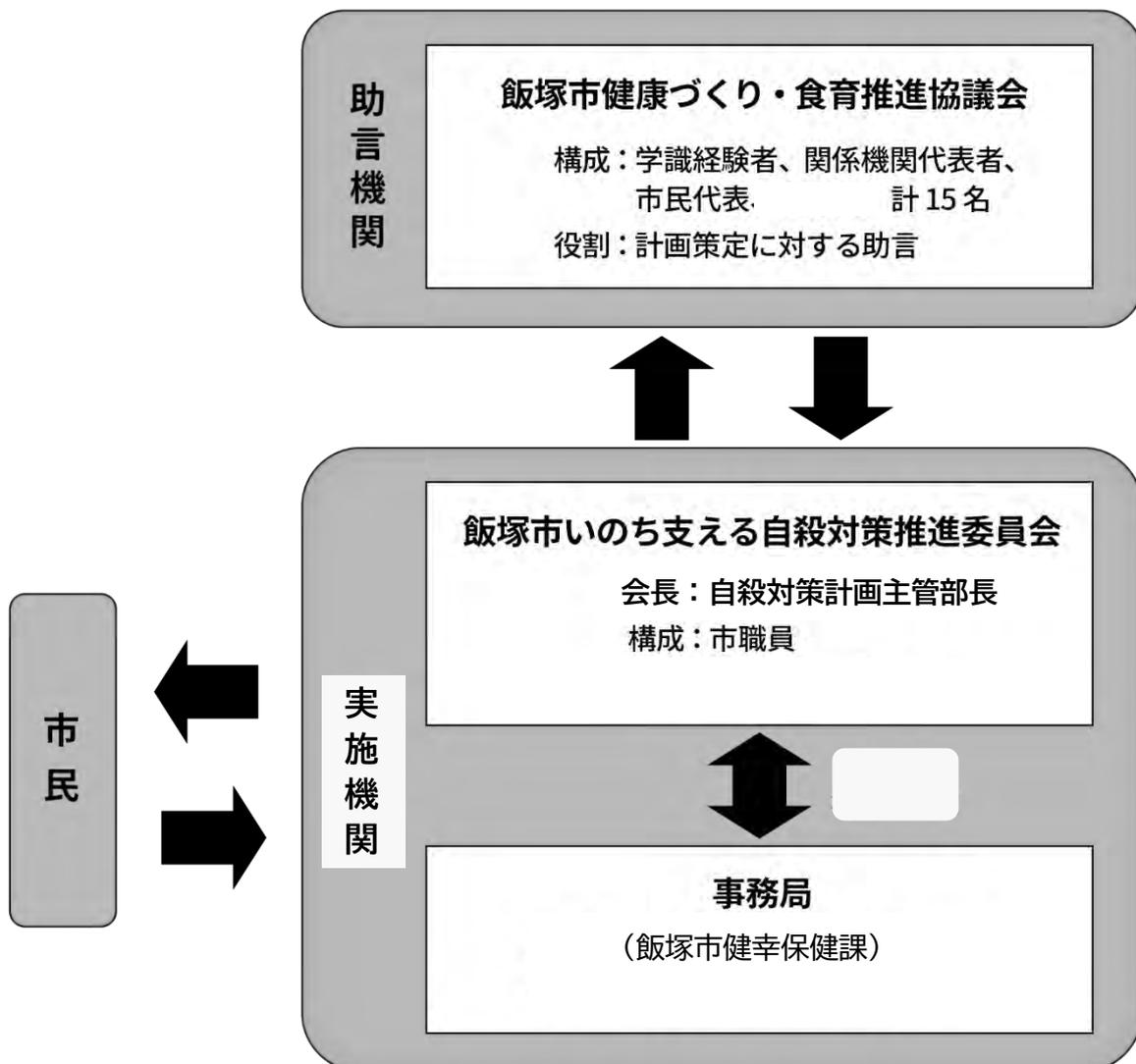
No.	事業名	内容	今後の方針	担当課	基本施策					重点施策				
					ワ地域におけるネットの強化	自殺対策を支援する人材の育成	市民への啓発と周知	生きることの促進要因への支援	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	勤務者・経営者対策	高齢者対策	生活困窮者対策	無職・失業者対策	
74	放課後子ども教室推進事業	学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各学校・地域との連携を深めながら積極的な学習意欲を支援する一方、高齢者や異学年など異なる年齢層者との交流をもつことにより、優しさや積極性・協調性などを身につけ、社会生活の中で必要となる「生きる力」と「心豊かな成長」を支援するために本事業を行います。また、次世代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことが出来るような一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室と連携した、総合的学習の場となることを目的として開設します。	継続	生涯学習課				●						
75	学習支援ボランティア事業	学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援します。	継続	生涯学習課					●					

第6章 自殺対策計画の推進体制

本計画の策定にあたり、学識経験者や市民代表、行政、保健、医療、福祉等の幅広い分野における関係機関の代表者で構成される「飯塚市健康づくり・食育推進協議会」と、飯塚市役所の計画に関係する部局の代表者で構成される「飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会」を設置し、審議を重ねました。

自殺対策を推進するため、市民をはじめ、家庭、学校、地域、職域や企業、関係機関や関係団体がそれぞれの分野で主体的な役割を担い、地域の連携、協力体制を強化します。

また、飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会、飯塚市健康づくり・食育推進協議会において、計画の進捗状況の確認、評価を行います。



資料編

1 相談窓口、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱等

現在、調整中です。